

平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）会議録（第5日）

平成23年3月8日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 5 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 6 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 7 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 8 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 9 議案第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 10 議案第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第4号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第5号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第6号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第7号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（その2））
- 16 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（その3））
- 17 議案第9号 糸井南地内客土工事委託変更契約の締結について
- 18 議案第24号 工事請負契約の締結について
（斑鳩小学校屋内運動場改築工事）

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 5 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 6 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 7 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 8 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 9 議案第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 10 議案第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第4号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第5号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第6号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第7号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（その2））

- 16 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
(揖保線道路改良工事(その3))
- 17 議案第9号 糸井南地内客土工事委託変更契約の締結について
- 18 議案第24号 工事請負契約の締結について
(斑鳩小学校屋内運動場改築工事)

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子
10 番	北 川 嘉 明	11 番	熊 谷 直 行
13 番	村 田 興 亜	14 番	桜 井 公 晴
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

12 番 上 田 富 夫

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	村 瀬 学
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	西 村 隆 志	財 政 課 長	香 田 大 然

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 平成23年第1回太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたからご了承

願います。

~~~~~

日程第2 議案第17号 平成23年度 兵庫県太子町国民健康保険特 別会計予算

○議長(佐野芳彦) 日程第2、議案第17号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 おはようございます。

本日は特に国民健康保険の予算書についてお聞きします。

先日の保険税の改定について議員と当局側

のやりとりを聞いておりますと、やはりかみ合わないなというところがあります。こちら側は国民健康保険の保険者であり、答弁する側が共済の保険者であり、やはり国民保険を納める側としての、まともに保険税を納めている側としての意見が当局のほうに届いているのかなあと、そういう気持ちがしております。

この資産割の件ですけれども、仮に太子町に住民登録があり、この健康保険に加入している方が太子町以外、例えば近隣で姫路市かたつの市に不動産を所有している、または大阪等都市部で投資用マンションなんかを保有している、この場合の資産割の扱いというんですか、それはどうなってるのか、どうするのかお聞きします。

また、国民健康保険の保険税を考えると、やはり近隣市町等の動向というのも調べるのも一つの案じゃないかと思います。前回の保険税改定るとき、太子町の資産割が20%の時点でたつの市の場合は資産割が12%、相生市はゼロ、姫路市は8.5%、この時点では太子町の資産割の数字が突出していた。今回10%まで下げたというのは私はある程度評価したいし、今後やはりこの所得割、資産があるから現金があるという場合はそういう考えで資産割というのは課税されているのかと思うんですけれども、やはり現実には資産はあるけれども現金がないとか、そういう世帯もあるんじゃないか、そういうふうに私は思います。

それと、3点目になりますけれども、この世帯数ですね、これ4,000世帯に対して相当な数だと思うんです。太子町1万2,000世帯のうちの4割というのは決して小さな数字じゃありません。これは、後ほど述べるやつぱり任意の繰入金についても特にこの保険だけに一般会計を入れるのはおかしいという答弁があるんですけれども、それは後で申し上げますけれども、昨年比、この予算書の段階なんですけれども、80世帯増えているんですね。そして、被保険者のほうが30人増えてい

る。普通これ見ますと、80世帯が増えたとしたらもっと人数的には80人以上、仮に1人としても増えるのがこの予算書の数字じゃないかと思うんですけれども、今この保険に加入している世帯の動向というんですか、ある考えでしますと、太子町に出てひとり暮らしされていて何かの職につかれていて、最近のリストラとかに遭われてこの保険に入られる方が増えているのかなあと推測もできるんですけれども、この被保険者と世帯数の数字の根拠みたいな説明をお願いします。

それと4点目は、この任意の繰入金ですけれども、昨年国の指導もあり、そういう会社が倒産したとかリストラした方の保険税の減免が大きく出されたんですけれども、少なくともそのほか善意でこの保険に入っておられる方がもしこの任意の保険がなかったら、その方だけで負担するという形になりますから、やはりその分に関しては任意の繰り入れは必要やと。ましてや、この保険の予算自体が0.9%、普通入っている者のほうとすれば保険税を安くしてもらいたい。やはり滞納というのは問題やと。そういうふう思うんですけれども、この一般繰り入れの考え方と徴収の強化についてどのようにするのか。それについて説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の資産割のお尋ねでございましたが、町外に所有される資産に対してどうなのかというご質問だったと思いますが、資産割につきましては、本町での固定資産税額ということでございます。ですから、町外所有、海外所有については把握ができないということでございます。

それから、近隣市町の動向との調整といいますか、均衡といいますか、という面で資産割のお尋ねでございましたが、当然近隣等々の保険者の状況というのも把握しながら、やはり大きな開きがあるのはいかがなものかということがございますが、太子町につきましても方向性として資産割についてはか

ねてより低減していくと、減じていくという方向で来ておりまして、数字にしましたら他団体と常に比較検討というところまでいきませんが、流れとしましては資産割は低くしていく方向でございます。

それから、3点目の世帯数の関係でございます。それと、加入の動向のお尋ねでございますが、この数字につきましては、昨年と比較しまして今長谷川議員さんおっしゃった数字が出ておりますが、必ずしも世帯数と被保険数というのが正の関係といたしますか、完全に正比例ということも言い切れない部分もございまして、当然世帯数の割に被保険数がそのまま伸びないというケースもございます。といいますのは、世帯によっては転出をされる方、世帯の中に転出される方が複数おられるというようなケースもございますので、一概にこの数字でもってこの関係はどうかと言われても、決め手となるようなお答えはできないということでございます。

加入の動向でございますけれども、やはり社会の状況と大体比例をするといいますか、やはり今の状況では増という方向を示しております。

それから、任意繰り入れの考え方、それから徴収の強化についての取り組みでございすけれども、任意繰り入れにつきましては、再三ご答弁申し上げておりますように、やはり問題視をされておるのが全国の問題でございまして、国も取り上げをしとるんですけども、その政策判断といいますか、その辺の線引きが難しいという面もございまして、国としましては一般的な通知はしておりますけれども、それについての方策といいますか、対応も難しいということでございまして、現状を見ますと、かなり任意繰り入れをされている国保の保険者がございます。そういう現実をとらまえて国も検討といいますか、協議台には上がっておるんですけども、いかにこの保険者の支援をするかというところで今議論をされておるんですが、その線引きが難しい面がございまして、実質的な

進捗というのは図られてない状況でございます。考え方としましては、もう再三繰り返すようですが、これをどんどん入れますと、やはり他の保険加入者からのそういった不公平感というのがぬぐい去れませんので、難しい面がございましてというのはその線でございます。

徴収の強化につきましてですが、滞納の解消というのは、これはもうもちろんやらなければならない。滞納分につきましても徴収率が大体2割か2割ちょっと切るかというところでございますので、やはり滞納の解消は、これまで何回もご指摘を受けとるわけですが、その強化については、これまで申しますように、やはりちょっとでも納付していただくように再三の接触を図るということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今長谷川議員も言われているようなことも含めて、ここの運営協議会でも問題になったことでありますが、1つはその他繰り入れの2,000万円についてですが、先ほども部長が答弁しているようなことは繰り返し当局は言っているわけですが、もとも国民健康保険は社会保障制度の一環としてできた皆保険制度でありますし、その上に立って国の負担が次々と削減をされてきたと。そういうことによって市町村で運営する、特に国民健康保険は他の保険に加入できない人たちが加入するわけですから低所得者もあれば、最近ですと年金所得者が多くなってきておる。さらには、昨今の経済の動向のもとで離職を余儀なくされたり定職につけない状況、こういうものがある中で国民健康保険がその受け皿となると。こういうことから、今日もなお今次予算でも調定額の1割強が収納できないと、こういうことを前提として予算を組む、これが仕組みになっておりますが、そういうことはあってはなりません。

当局の言い分としては、最初から歳入欠陥を起こすようなことはしたくない。これは当たり前の話であります。しかし、実際に税を決めるということは、これらを収納すると、こういうことを前提とするわけですから、少なくとも100に近い収納をもって全体の計算をするというのが当たり前だと思うんです。さらには、滞納繰越分の問題も含めてここに収納できないような状況があること、それを踏まえて国保に対する支援というのは全国的にも各自治体の長の、いわゆるトップなどの意思も大きく働いて、先に紹介したような赤穂市などでも1万円を引き下げると、こういうような方向を出さざるを得ない。こういう状況が生まれております。それらのことを参考にして本来本町においても雄町と言われる、誇っている中では当然一般会計のその他繰入金を増やしてこの被保険者の負担を軽減するということが必要なのではないかと思うんです。だから、そういう点もはっきり説明が必要だと思うんですけど、比較にしては何ですが、先にも言いましたように、国保の全体の世帯では3分の1、人口では4分の1というような加入率であります。そういう中で制度的な繰り入れも含めると、国保会計全体の6.16%がこの繰り入れの内容になります。しかし、2,000万円、その他繰入金だけをとってみますと、わずかに0.64%です。このような形が果たして雄町の姿かと。また、医療に対する保険を運営する者としての責任かということをはっきりさせていただきたいと、このように思うんです。特に収納できないような状況をつくっている。これについては収納に努力するというけれども、現実にはこれまで努力の経過があっても10%近いところでは収納ができていないというのが現実であります。それらの責任はやはり行政が負うべきだと、私はそのように思います。そういう点からもその他一般会計からの繰り入れを増やすということで、税の改正においても応能割と応益割の関係では7割、5割、2割の軽減措置との関係でこのようにしているわけですが、

やはりこれらを維持していく上で応能の中の資産割、10%にしたからといっていいわけではありません。資産が生む益については課したり、あるいは運用した場合には収納収入があるわけですから、そこからは資産、いわゆる所得割として税を課することになります。資産そのものがあってもそれを運用しない限り収入は0円、むしろ固定資産税を払うという、これは一般町税の関係ですが、固定資産税を払うというだけでも大変な形になっておる。その中に資産割を課すなどはもつてのほかだということで言ってきた結果ですが、今資産割を引き下げたことについては一定の評価はいたしますけれども、やっぱり撤廃するのが大事だと、このように思いますが、いかがか。

それから、一般会計の繰り入れでは前処理場と比較をするのは当然のことだと思うんです。3社のために今年も1億円近い拠出をする、そういうようなことと国保の全体的なものに拠出をして支えるということとはもう全然意味の違う形になりますし、行政として行うべきは国保への支援だと、こう思うんですけど、その点説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、任意繰り入れに関しまして、予定収納率あるいは滞納の分ということで、当然一般会計から支援をすべきであるという桜井議員さんのお尋ねでございました。

これにつきましては、支援というところで国も決断ができない状況なんですね。といいますのは、先ほども申しましたように、まともに計算をされてやられている保険者もありますし、そうではなく、俗に言う政策判断というところで任意繰り入れを、任意繰り入れといいましてもピンからキリでございまして、多い者から少ない者までということでのあたりに線を引きかというのが引き切れないというところで国にしましても保険者支援というのが腰が上がらないというのが理由でございまして。

このたびも2,000万円の繰り入れをさせていただいておりますが、これにつきましてもやはり税率の改正、これはもう原則でございますので、医療費に充てる保険税でございますので、医療費見込みが出ますとおのずからそれに対しての保険税を主とする財源の構成でございますから、当然割り戻して率を決めていくと。その率が今の社会情勢等を勘案しまして非常に急な上がり方では、被保険者につきましてもしんどいということがございますので、激変緩和という、これも政治判断でございます。それでもって投入をしていただいたということでございます。ですから、国保への支援というのは、もう既に法定とはいえかなりの額が一般会計から繰り入れをされておりまして、既に既存の公費負担、その上にさらに公費負担を行うということについては、これは適当ではないというのがこれまでの国からの通知、通達でございます。とはいえ、やはり万やむを得ない状況というのがありますので、今回のような判断をしなければならぬ状況ということでございますので、ご理解をいただきたいというように思います。

資産割の関係でございますが、撤廃をすべきであるという桜井議員さんのご指摘、ご提案でございますが、撤廃の方向というところではまだそこまでの決定はいたしておりませんが、低減をしていくというところで今回10%に半減をさせていただいて、しばらく状況を見たいというのが今のところでございます。ご提案の向きについては理解をしておりますが、方向もやはり低くなっていく方向であるということだけは間違いないと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 前処理場の繰入金についてご指摘がございましたので、これは今までも申し上げておりますが、やはり前処理場については歴史的な経緯から政策的な判断のもとで繰り入れているところでございます。やはり公共水域の水質を守るという大き

な視点もございますので、ご理解をお願いしたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 全然理解はできません、それはね。政策判断、今同じことを副町長も言う、部長も言う、いずれも政策判断ですね。どの政策判断をするかは町が、先日のやりとりではないですけども、政策判断をしていくかによると。公共用水域に負担をかけておるということでは歴史的というものの本町がそれも間違っただボタンをかけた、ほいで県が強引に進めた、それに乗ったということがあるわけです。単独でこれを処理するか広域で処理するか、そういう中で単独処理を選んで今日にあるわけですから、その責任はまさに当局、県にあるわけですよ。それを今、住民に負担を転嫁しているのが今の実態です。それが政策判断であつたらたまったもんではありません。

国保はいずれにしても、先ほど来言ってるように、皆保険下の保険ですし、医療に欠かせないものだ。いずれそこに座っている皆さんも国保に加入をする、親も加入をしてきた。今後若い人たちもそういう立場をとっていくわけですよ。そういう中で部分的支援ではないんですよ。全体として太子町の会計は一般もあれば国保もある、介護保険もある、下水道も水道もある。それぞれの会計は太子町が運営しとんです。その運営してる中で、いかに今困っている人たちを支援するかというのが、国民健康保険に対する支援並びに介護保険などに対する一般施策の拡充だと私は思うんです。そういう点からこの政策判断のあり方が問われているわけですよ。さじかげんって言うたらおかしいですけども、本当に支援できないはずのないものに支援をしない。その背景には、先ほど来言っておりますように、国がもともと負担すべきものを次々と減らしてきたと、医療費に係る。それを市町村でカバーすることは市町村の財政が潤沢だからだと言わんばかりに言って市町村

からの繰り入れに対する国のそういうところに指示が出てくるようなあり方、それ自体は大きな間違いでもあるし、後期高齢者医療制度がそれを地ならしする方向にあることも間違いでないことであります。そういう中で国民健康保険は現実には保険税が納められない。町自身も調定はするけれども1割は納め切れんという判断をするようなことでしょうか。何でもこんな判断をするのか。現実には暮らしがそういう状況にあること、悪質な者に対しては徹底して取り組めばいいですけれども、そうでない人たちに対することが一番問題なんです。だから、その取り組みを強める必要があるわけです。仮に、収納率が調定に対する1%でも約500万円に近いわけです。2%になると1,000万円に近くなるわけです。収納率がそれだけ高まるということが期待されるんですけども、今の暮らしの状況から見れば、それも実際期待できないというのが現実じゃないんですか。その現実の上に立ったら支援をするというのも当たり前だと私は思うんです。

かつては、老人保健の拠出金が余りにも大きいと、こういうことで、この拠出のためには取り組みとして拠出金に対する一定額を、あるいは後期高齢者に対する一定額、ひいては保険給付に対する一定の額は支援しましょうとか、こういう基本的に町がこの立場で決めた上で被保険者に保険税としてこれだけはいだきたいというのは、それならわかると思うんですけど、その経過があります。だから、その辺もはっきりさせないと、その時々さじかげんでやるということではありません。それが姿勢だと思うんですけど、その点はどうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） その時々さじかげんという指摘でございますが、これも基本的には情勢が大きく変わらない状況であれば、やはり保険税、保険料を中心にした財源構成ということでございまして、これに沿って適切に税率の引き上げを実施されてい

るところが健全な保険者ということでございます。ただ、それだけではなかなかいい、情勢が許さないという状況であれば、そういった政策判断というのが入ってくるところでございますので、今言われますように、給付額の一定率をとるという支援のやり方というのは、これは明らかに間違いでございます。国保以外の多くの納税者が納められておる税金を国保加入者のために流用するという形に対しての問題点というのがこれまで言われておりました。この席でも再三その辺はご説明を申し上げておまして、そういう構図があるためになかなか正面切ってすることができないということでございます。ですから、情勢によっては政策判断というのは当然必要になってまいりますので、基本のルールと、それに現状の社会の情勢等を勘案して税率の決定ということになるかと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そんなことようわかってますよ。そんなことを言ってるわけじゃないんです。他の保険との関係というのは、それぞれ親が入っておっても所得の加減によっては擬制世帯として納付責任を負わせてきたのは国保でしょう。どこの保険にあらうと納付責任を負ってきとんですよ。そういうことを含めてみますと、何ら他の保険に入ってるから他の保険での加入者が納税しているものを使うと、そういうものじゃないですがな。町全体が今言っているように、一般会計も国保も介護も下水も水道もみんな太子町が運営しているわけですからね。そういう中でいかに医療保険、福祉医療に重点を置いて、そしてさらに生活苦が重なっているようなところに支援をする、そこのどこに他の保険が怒っとなすいな、保険者が。怒ってませんで。言い方はしとるけど、だれも怒ってまへんで。あなた方が怒っとなすですか、そこに座ってる人たちが。他の人たち余りそんな怒ってませんで。他の保険とは共済とか組合健保とか、そういう加入者のことを言って、そんなこと

説明受けんでもわかってますがな。そういうふうに仕組みを説明することであたかもそれぞれが対立するように、国保に何で支援すんやとだれも支援すること怒れませんか。その辺のところが僕は間違えているということを返したいと思います。

この運営は、もう説明するまでもありませんけれども、歳入すべきものは税と国庫と療養給付費の交付金が主なものです。それぞれ療養給付、また療養給付は国庫がその基本としてそこから繰り出してくる国庫の支出金になってくるわけですが、それぞれについて保険給付に係る税ですからそれぞれが支え合う、そういうことでないといけないわけですね。だから、税はそれぞれに一般会計からもこれだけ繰り入れて、そしてその上で不足する額を税として負担をお願いするというようなことにしないとイケない。これは何回も言ってることでありますし、ひいては住民全体を支える中身でもあると思うんです。そういう点から対立を言うような説明には他の保険者は怒っていないと、被保険者は怒っていないということを言うときたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 桜井議員さんは怒っていないということをおっしゃるんですが、国の対策の中身を見ましても、今申し上げました部分が出てまいりまして、そういった構図にあるということで国も申しております。個々具体的に不満がどうといったことではなしに、そういった声があるのは間違いないと思いますが、それを流用といった構図を示しておりますので申し上げておるということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 この国保につきまして、最終的には太子町町民の命を守る最後のとりでとしてあるわけですが、その中

でも資産割にはこだわりますけれども、現実には例えば年をとって1人になって、たまたま資産があつて、国保税が数十万円かかってくる。年金が頼りなんやけれども。そういう声があるんですね。国保税は高い。もうその声が圧倒的なんです。ほいで、片や今生活保護を受けたら医療費ただやというて。納税するのに、税金ですわね、大変な目に遭っているながらそういう話がある。もう不公平感が満ちとんですよ。私もたまたまこの席で発言させていただいておるんですけども、そういう不公平感のないような納税意欲がわくような説明、そういうのが欲しいんですけども。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 不公平感というご質問でございますが、同じ健康保険にしましても全く同一ということではございませんので、その辺も財源のあり方をもって一元化という大きな方向性は示されておりますけれども、そういったところでの不公平感というのもございますし、今長谷川議員さんおっしゃいますところの国保と国保以外との不公平感というご質問もございました。確かにそういう感はあるかもわかりませんが、国保に関しましてもやはり法令を初めとしてルールというのがございまして、その最ももとが医療費でございます。医療費がどれぐらい必要になるかというのを中心にその見込み額があれば、当然比率でもって公費負担の割合がありますから、それを差引いて、後は受益を受ける、被保険者で負担をしていただくという構図がございまして、それに照らし合わせましてこのたびも算出をいたしております。他の保険者との兼ね合いを出されますと、また全くテーブルが違うというようなことで直接の比較というのは難しいわけですが、今そういった国保加入者以外との不公平感というご指摘でございました。その辺も重々頭に入れつつですが、やはり算定に当たっては、今申しましたように、医療費が幾らかかっていくかというのをもとにしてたどっ

ていきますので、その辺の算出の提示についてはどうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 総括質疑でもお尋ねしたんですが、私が理解できる答弁がなかったんですが、今年は2,000万円を一般会計から入れてと。過去においては五、六千万円のこともありましたが、なぜ違うんですかというふうに聞いたときに、医療費も変わるしというようなことを副町長からも答弁があったわけですが、医療費は増えていってるわけですから、増えていっているとすれば、その理屈からいえばたくさん入れなきゃならなくなるわけですが、私は一般会計から余りにも多く入るべきかどうかということに関してはある考えがあるわけですが、ですが、私はなぜあるときに2,000万円と、あるとき五、六千万円かと。じゃあ、過去の当局がやられたことが間違っていたのかということになるわけですね。ですから、医療費がどんどん増えていっている状況の中で、あるときは太子町行政は5,000万円、6,000万円入れていて、あるときは、あるときといいますか、このたびは2,000万円にされているのか、どういう判断があるのかということと、私は先日お伺いしたときも理解できませんでした。ですので、なぜそうなのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 今服部議員がおっしゃったことについてでございますが、医療費の伸びといいますか、医療費もちろん違います。それから、いわゆる財調といいますから、蓄えている調整金も違いますし、私今までの各年度のすべてを押さえて言ってるわけじゃないです。言ってるわけではないですが、その年度年度で状況を見て、町全体のバランスを考えた中での繰り入れというものを

考えているということしか言えないというふうに思います。

それと、全体バランスを考えた中で、先ほど来出てますように、国保だけにどんどんそれを繰り入れていくということは他の保険者の方々との、そこの被保険に入っておられる方々についてのバランスも考えられますし、いろんな意味で町全体、財政全体でのバランスも考えられますし、もっと大きく言えば全国民といいますか、全町民とのバランスも考えていかなければならないと思います。2,000万円とか5,000万円とかというような金額が年度によって違うということについては、これはそのときの決算といいますか、そのときの予算全部を見ないと私も一概には言えませんが、平成23年度に当たっては交付金から、いわゆる財調といいますか、そこから4,000万円と、それから2,000万円ということで、本来要るべき保険給付費8,500万円のうちの7割を、いわゆる税と同じものですね。それで負担して、あとの3割弱について保険税に反映したいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第18号 平成23年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第18号  
平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この介護保険についても、これからの見直し時期が迫っていることはこれまで指摘したとおりであります。今日の介護保険そのものもいろいろこれは全体的な調査というのはそれぞれが調査の時期とかによって違うわけでありましてけれども、全国的な婦人の団体の中での調査をもとにしても、また地域でも言われていることを含めて整理が要と思うんで伺いをしたいと思います。

国庫の負担を引き上げることが一番大事、これも大事です。そうでなかったらすべてが被保険者の保険料と、さらには一部負担金に係ってくると、こういうような仕組みであります。そういう中で負担があって介護なしのようなことにならないようにすべきだということを何回か提言をしたわけですが、それらのアンケート等、また調査の内容を見ても極めて深刻、負担に係ることが重度、大きい負担だということがあります。また、認定制度あるいは支給限度額などの制約、必要なサービスがやっぱり受けられない。また、施設整備の遅れによって、先日も伺いましたが、特別養護老人ホームやショートステイ、これも実際を利用しようにもなかなか利用ができない、また入所できない、こういう状況があることも否めない事実だと思うんです。また、それを何とかしてほしいというのが声だと思います。また、依然として家族の介護の負担がのしかかっているわけですからショートステイだとか、あるいは施設介護を要請するというような形になるのが介護保険の今の実態だと思います。さらに

は、これらの職員の、いわゆる介護人、介護の仕事に従事する職員の労働条件、こういうことも相まって職員が不足するような事態が起こっていると、こういうことも各施設でも言われていることだと思います。

そういう中で、地域包括ケアなんかで国の責任を後ろへやって地域に責任を負わせるような形にこれもなっているというのが実態ではないかと思うんです。そういう点で利用料の負担は極めて大きいわけですから、これらの廃止を求めたり、あるいは認定制度そのものもケアマネと利用者との協議して本当に実態に即した形で介護保険の適用をするというようなことにするとか、在宅における介護が要介護にならないように支援をするなどと言って実際の責任を地方に転嫁させるような状況が今後の改正の中で見られるわけありますから、それらのことについても町が運営をする上で大事なことです。国に対して物を申さんとますます地方では格差が出てしまうと。軽度者に対する判断は地方にゆだねると言ってるわけですから、それこそまた、介護保険運用者ごとに格差が出る可能性があるわけです。そういうことにならないというのが共通の介護保険制度を導入したベースになったことではないかと思うんです。また、ここでも介護保険はいろいろ問題があるかもわからんけれども、走りながら内容を充実したらいいんじゃないですかという走り出したのがこの介護保険ですからね、運用上いろいろ問題が出れば正をしながら介護保険というすべての人たちが安心をして介護が受けられるように負担だけをとるのではなしに介護の必要な人が介護が受けられる、そういうことにするのがこの保険じゃないか、そのことだけをまず最初に伺ってきたいと思えます。そうでないですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） どういう保険かということかと思いますが、この介護保険のできたいきさつというのがございまして、その背景といいますか、私ども地方への分担

といいますか、の役割につきましても、今桜井議員さん言われますように、その実態といいますか、それが基本になってよいのかと思います。これまでも3年ごとの計画策定をやってまいっておりまして、その際の事業計画におきましても非常にその都度その都度そういった実態調査の数値、またそういった介護保険関係各層の意見聴取等々を反映させてそれぞれの機能、計画策定に寄与してきたというところがございますが、これで万全というのがございませんで、今桜井議員さんおっしゃいますところの施設面につきましても十分ではないという状況もございますが、一方でそれについてはどれほどの数量を確保するのがいいのか、そういう見きわめと同時にそのサービスをするに当たってどれだけの負担が生じてくるかというところで国が膨大な数値でもって試算をしてまいっておりまして、それぞれの地域での施設の数にしましてもそういった全体の中での必要量から割り振ったような形で認可等々が行われるということでございまして、それにつきましましてはどの期の計画を策定するに当たっても実態の調査といいますか、実態を把握するというのがこの保険の基本かというふうに思います。その構成につきましましては、サービスと負担というのが常に両てんびんに係っておりまして、その辺の数値的な計算をはめ込んでいくということになるろうかと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 もともと介護保険そのものも医療保険との絡みで発足をしたわけですし、名前のとおり介護を必要とする人に介護を提供できる、そういう基盤をつくるという言うたん違うんですか。うそですか。また、走りながら是正をしていき、そして充実させたらどうでしょうと言うたのも当局なんですよ。私と違うんですよ。時の町長がもう今世の中におってないけど。だから、そういうようなことがあって次々と受け継がれていく中で今のような制度では自分の財政事情

から受けたくても受けられないような状況、そしてまた本来これまでホームヘルパーとして仕事をしてきた中でも、ここまでのことはこの人だったら支えてあげたい、してあげたいと思っても規制があってそういうことはできないというような状況も現に生まれているわけですから、軽度者、要介護1、2とか、そういう支援、そういう段階の人たちが今度介護保険で施設あるいは在宅でいろいろ介護を受けると、こういうような状況にならないための手当ももちろんこの一般施策でやっていかないけないわけです。これは一般施策の責任だと思うわけですが、これらも介護保険で賄えることについては当然介護保険で賄うという中で、全体としてこれまでに介護保険に40歳以上の者をすべて強制的に加入させているわけですから、加入させた以上はその負担だけをとるんじゃなくて介護は十分に行える、必要な介護が受けられる、十分というよりも必要な介護がどなたにも受けられる、この制度でなかったらあかんの違います。これがそうないないんじゃないかと。だから、今度の見直しでもはっきりとそういう方向で見直すべきやということが意見として出て当たり前だし、国庫負担がこれも今25%ですから、50%に引き上げるとか、いろいろやらないと地域はそこに負担がかかるから切り下げようとする。軽度者の判断を市町村にゆだねるということは、財政の事情でそれこそ政策判断してしまっ、これを切り捨てる自治体まで出てくる可能性があることに今度は道を開こうとしとんですよ。そんなことになったらだめになりますし、国庫がこういうことについても介護保険制度を導入した以上はそれに責任を持たせるようなこと、財政の出動がそこになかったら皆さんは困るわけです。自治体も困るわけですから、片方の手はある程度住民の皆さんに説明もせなあかんけど、片方の手は政府に向かって物言わなんたら、追随しとったんでは住民の暮らしもこの介護も充実も拡充もできないということになるわけです。それだけははっきり言え

と思うんです。その点は反論があったら言ってもらったら結構なんですが、あとこの点は答えていただきたいと思いますけども、この会計で安心して必要な介護が受けられるということについては施設、居宅、予防、それぞれ含めて、また万全かということの説明を求めたいと思います。だれもが安心して受けられることになりますかということを確認しておきたいと思います。

あわせて、もしこの介護保険制度だけでは無理だということになれば、一般施策でそれを補完する。僕は当たり前のこっちゃと思います。そういう点について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 各サービスについて万全かというお尋ねでございますが、これもお答えしにくい部分がございますが、少なくとも施設入所等で待機されておられる方があるということでございますので、そういった面からでは万全ではないという言い方ができますし、また一方では今の法体系のもとではそれぞれ万全に近い体制で臨んでおるといいう言い方もできようかと思います。

国の、俗に言います負担、また地方とのかかわりということでございますが、当然この第5期に向けての大方の方向性が出ておりまして、私どもの手元には保険料が大きく上がるという数値が参っております。その上昇緩和策について今改正案が国会のほうへということでございますが、それにしましても現行の負担がそのままの水準というのは難しいというふうに思っております。かなりの上昇というところで、これは第5期の計画、これ23年度でやるわけですが、そういった面では、今桜井議員さん言われております国庫への負担がどうやというところへまた戻ってしまうわけですが、今の現行法制下では国庫の負担が増えるということは難しいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 だから、言うてるんです

よ。国に追随して、政治ですから国政の制度が動くということについて何も言ってるわけではないですが、今度制度改正が行われるからこの会計を運営する中でもそういう立場で臨むべきだと言うてんです。やっぱり国庫がやらないと格差が生じるというのは今の動きを見ても全部そういう形になって、ほいで市町村が何でもこういう判断をするんやというてここでまた議論が行われるような状況になるのは火を見るより明かだと私は思うんです。一つの水準で維持されていくことが40歳以上を強制的に、先ほど言うたように、加入させている以上は負担だけ取って介護がないようなことをつくり出してはいけない。そのためにそれぞれの責任では負担をしてるわけですから、あとはやっぱり国と地方がしっかりとそれを履行すると、守る、進めるということが大事だと思うんです。それで、施設、居宅、介護予防を含めた対応は万全かというたら現行制度では万全と。それはそんな言い方ではなしに、あと皆さんが困ることはないのかという点でだれもお金の心配をせずに介護が受けられる制度ということなんですから、それに基づいて責任を持って運営します、また不足する分については一般施策も補完をいたしますと、そう言われるんだったらわかるんです。そういうことを今私は求めたわけですが、その辺についてはっきりさせていただきたいなと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 市町負担の割合はこの介護サービス費の12.5%と法律で決まっております。それ以外にという桜井議員さんのお尋ねかとも思いますが、これにつきましては当然慎重に考えなければなりません。今の保険制度で、俗に言います、はみ出してしまう部分というところのお尋ねかと思いますが、それにつきましてはどういうことというのは今国が言っておりますところもまだ案の段階でございまして、軽度の方がどの程度いるのかと。また、一方で言われておりますのが、今の負担上限額とサービスとの

関係が言われておりまして、どうもそれが現場でのサービスと合致してないのではないかと  
というようなところで、今国のほうで議論を  
されているようでございます。そのあたりも  
見ながら、推移を見ながらなんです、一口  
で言いますと、一般会計からの支援というの  
は直接的には難しいのではないかというふう  
に思っております。

以上です。

（桜井公晴議員「そんなこと言うてへ  
んで一般施策と言うたんやで」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 一般施策で。

（桜井公晴議員「一般施策で補完して  
いってのちのちここへ支援していく  
と」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 高齢者の、特  
に介護といった面で一般のそうした民生費の  
関係で施策を展開いたしております、特に  
介護保険の会計とも連動しながらですが、予  
防面においてかなり力を投入しておるとい  
うところでございまして、その面につきま  
してはこの介護になる前の予防というところ  
で非常に大事な部分でございます。それにつ  
いては住民の皆さん方も関心がおありのよう  
でございまして、出前講座等も見ますとかな  
りの出席を見ておりまして、関心の高さがう  
かわれるということでございます。年々その  
回数、人員も増えておるという状況でござ  
います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありま  
せんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ  
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号  
は、会議規則第39条の規定によって、3日目  
にお配りしました議案付託表のとおり福祉文  
教常任委員会に付託することにしたいと思

います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第18号は福祉文教常任委員  
会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 議案第19号 平成23年度 兵庫県太子町後期高齢者医療 特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第19号  
平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別  
会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この後期高齢者医療会計  
は、提案のとおり保険料が主であって、もち  
ろん繰入金の手伝うわけですが、2億  
5,000万円の会計規模で、歳出面では後期高  
齢者医療の連合に納付をするということで具  
体のことは行われる制度であります、これ  
も昨今の状況からいたしまして新たな制度を  
発足させようと、こういう動きが顕著に見ら  
れているわけであります。ただ、75歳以上の  
高齢者を若い世代と分離をして別勘定の制度  
に抱え込むという、また重い負担を押しつけ  
る仕組みであります。このことには全く変わ  
りはありませんし、高齢者の医療費等負担を  
連動させる仕組み、そのことは医療を受けたい、  
医者にかかろうと思えば重い負担を我慢  
せえという制度です。これは中身がだれがど  
ういう宣伝をしようがうば捨て山の制度で  
す。これはもう間違いないことでありますか  
ら、全体的に批判も出、現政権もこの廃止  
をうたった。そういう経過があるわけであり  
ます。

また、今移行させようとしている制度も現  
行の制度と全く変わりがない。装いとしては  
新しい制度のように言っておりますけれど

も、中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存しておると。そういう今の方向でありますから、看板をかえても中身は問題であります。そういう点から、この制度は早く廃止をしていかないといけない制度であるということを民主党政権自体が言ってきたわけですから、これを廃止をして、この制度をそのまま温存するのではなくて国民皆保険の中でそれぞれ加入をして医療の措置を受けられるようにする、そういう方向に変わらないといけない、こう思うんです。

ここにまた広域化の動きがあり、一般の会計からの繰り入れを抑制をしよう、むしろやめよう、やめさせようとする動きがここに連動して出てきております。そういうことがないようにしないと、地域での医療が1割を負担しなきゃならない仕組みということになりますと、高齢者で医者にかかる人はお金がない者は死ねと、こういうふうなことを宣言することにもなると思いますので、やはり国民皆保険を守る中で、高齢者が生まれてくるのは当たり前ですから、すべての人たちがこの医療に処置を受けているわけでもありません。やはり高齢になりますとあちこちが痛み、また体の故障も出てくる、これはこれまでに社会に貢献してきた人たちの末路ではないですが、生きてきた中ではそういうことも起こるわけです。そしたら、安心をして医療にかかれるようにすること、負担だけが重くなっていくような仕組みに高齢者を組み込んでいくようなことについては早くやめないといけない。そうじゃないですか。ましてや、私がここで言っているようなことは連合の中とか大きくなりますとほとんど声は通っていきません。そのようになりますと、もうどんどんと冷たい制度を運用する者が執行に係るということになってしまいますので、今のうちにこれも声を上げて、住民の本当に声が届く、そういう仕組みに戻さないといけない、こう思うんです。その点いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この後期高齢

者医療制度のこれまでの推移といいますか、その改正の推移というのは、もう既に広く報道もされ周知をされておるところでございますが、これまで不都合というんですか、ふぐあいといいますか、そういった面が是正をするというところで新しい制度というところでございます。いいところはそのまま継承する形でございまして、それまで75歳をもって移行しておったものが従前と同様の健康保険に加入ということでございますし、それまで問題視されておりました公費と現役世代と高齢者の負担割合が不明確だったというところを改めた後期高齢者医療制度はそのまま継承するというところでございました。

もう一つの問題点でございました財政運営面については、やはり都道府県単位での財政運営といったこれまでの利点はそのまま維持するというのが大きな新しい制度の骨格かと思います。

この制度につきましては、今申し上げましたところでかなり是正をされ改善をされた制度でございますので、それでもって後期高齢者の医療制度については第一弾で都道府県単位ということでございますが、やはりその多くが加入をされる国民健康保険の運営体というのが切り離せないというところで、第二弾として国保の都道府県単位での運営というところへそのあと描かれておるというところでございます。これについては、加入される方々の負担の大幅な増加というところが抑制も受けることができますし、また世帯単位での合算ということになってまいりますので、高額療養費については世帯当たりの負担額が軽減される方向ということでございます。また、高齢者の健康診査というのが各保険者の義務となるというようなところでの改善点がございますので、新しい制度についてはこれまで非常にご不満があった点というのは改善をされていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、そんなことはない。

それはそういうふうに言われていたりして、中身はありますけれども、厚労省の試算というのは、新制度を施行しようとしているものについては75歳以上の保険料というのは15年たったら1.5倍になりますと。現に試算をして制度がだんだんとお金がなかったらいけんような仕組みに保険料がそうなりますし、他の加入するすべての世代の保険料も同じように上がりますと。その中で国の負担だけが大幅に抑えられますという仕組みですよ。そっちを言わずにそんなことを言ったらあかんと思います。

それから、70歳から74歳の関係でも1割から2割に倍増しますし、また75歳以上の低所得者に対する保険料の軽減措置も縮小しようと、こういう動きじゃないですか。そういうことが一番大きなことになってくるわけです。だから、皆保険を守ると言ってきたことについて、皆保険はそれぞれがその地域で国保、それから職域では組合あるいは協会、それぞれの今の保険制度があるわけですから、そこで終えるまで被保険者、扶養家族、そういう形の中で保険の扱いを受けられるように戻さないといけないわけですね。そうやなかったら、かかればかかるほど自分たちの負担が増え、年ごと改正の税も上がる、料も上がると。こういうことになりますと、保険そのものが制度がおかしくなってしまうと、こういうことになるわけですから、このように変えようとしているのが新制度ですよ。装いは新制度と言ってますけれども、一部で国の負担がやはり伴って初めてこれも運営される。ほいで、都道府県の単位になりますと、今の国保もそちらに持って行って広域での受け皿で運営しようと、地ならしをしようというのは私これまでも言ってきましたし、その地ならしをした上で一般会計からも、まず支援をしない、国の思うままに運営をさせよう、そして保険者に負担をさせよう、被保険者にですよ、負担を強いると、こういう制度になろうとしているわけですから、皆さんが本当にこれで安心できるような形になるかという

て、むしろ安心ができない、廃止をして別の形で再検討をしないとイケない問題だと、こういうふうに思います。それぞれの保険でそれぞれが面倒を見るような形をとっていかないと安心して皆保険を守れない。これ民主党が言うたことですよ。その立場で推進しなさいというのがまだ行政の姿勢でなければ住民を守ることはできないんじゃないですか。その点ははっきりさせてください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この改正の方向の枠組みといいますか、制度そのものは、やはり不適切な部分というのが是正をされております。国民の皆さんが気になるというのは負担の問題でございまして、当然この医療保険についてはなかなか削減というのが難しいもんでございまして、すれば逆に負担が増えていくというところが一番気になさっておるところでございまして。そのあたりも単に自然に任せるのではなしに、これまでの推移、これからまた今後の人口構成等を含めた推移を見ましたら、抜本的な改正といいますか、見直しというのが必要であるとの認識で今政府のほうは社会保障と税制の一体的な見直しというところでテーブルに着くようにというように呼びかけもされてございまして、この平成23年にそういった討議がされていくものというふうに思っております。そこでの財政運営というのがそこへ係ってくるのではないかというふうに思っております。ですから、この医療保険、国保に限らずどの保険もそうですし、また年金もしっかりでございまして、負担と給付の適正な関係といいますか、これはやはり国レベルでやっていただくというしか地方でその辺というのはまずできませんので、国のほうでのこの枠組み、フレームというのは考えていただくということでございまして。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第19号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第20号 平成23年度 兵庫県太子町墓園事業特別 会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第20号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 永代使用の関係では17基を予定するというようになっておりますけれども、年度終了時点ではこれがどのようになるかという予測もたててますかね。

それと、墓所返還の償還金利子割引料で190万円を上げているわけですが、これについても既に必要なものとして新年度ですぐに支出をするようなことになっているものなのかどうなのかの説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） このたびの使用料の17基の計上につきましては、過去5年間の平均値を上げております。この当該年度、22年度の状況も把握をいたしておきまして、それらの返りが多少はございますけれども、22年におきましては当初14基ということでございましたが、今回はそれを下回るとい

うことでございますが、予算的には過去5年間の平均値で上げさせていただきました。

あとの返還金の関係でございますが、これもまだこの23年度どの程度の返還があるかというのが全く未知数でございます。これも過去と同じ形態で計上ということでございまして、実数の見通しを持つての計上ではございません。これまでの過年度における計上の方法と一緒にございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第20号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第21号 平成23年度 兵庫県太子町下水道事業特別 会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第21号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 まず、歳入におきまして受益者負担金の800万円につきまして、猶予取り消しに伴う受益者負担700万円、過年度分100万円、これをもう少し詳しく教えていた

だきたい。

もう一点は、歳出で工事請負費として一応5,100万円上がってますが、これだけ公共工事もなくなった中で小工事は時々あると思うんですけども、どういう工事を予定されているのか概略でも結構ですんで、お尋ねをいたします。

もう一点は、数年にわたって広坂の上田製作所の件がよく議会で取り上げられましたが、今どうなっとんですか。その3点お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 受益者負担金でございますが、700万円につきましては現在農地転用等によります猶予を解除した場合に負担をいただくというものでございまして、過去の実績等を勘案いたしまして計上をさせていただいております。

それから、過年度負担金でございますが、100万円。これにつきましては、現在宅地化されている部分について負担をいただけてない部分でございまして、これにつきましては徴収分納依頼、あるいは接続時に依頼をし徴収に努めているところでございます。

それから、工事請負費でございますが、これにつきましては維持補修ということで、一般管理費におきます100万円につきましては特に特定した箇所はございませんが、これまでの実績の中で、昨年度は300万円を計上いたしておりましたが、23年度におきましては100万円を計上したいということでございます。

それから、公共下水道事業費の工事請負費でございますけども、これは合併浄化槽の設置を、現在のところは特定したものはございませんが、1件分計上をいたしているところでございます。

最後に、上田製作所の件についてでございますが、私実はその件についてちょっと認知はできておりません。申しわけございません。

（清原良典議員「工事請負費が

5,100万円というのを教えてください。5,100万円ほどです」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 17ページ。

（「17ページ」の声あり）

15。

（「5,000万円」の声あり）

（経済建設部長山本武志「ああこれか」の声あり）

引き続いて。

○経済建設部長（山本武志） 済いません。

5,100万円につきましては、書いてあるとおりでございますが、公共ますの設置でございます。新たに宅地化されて公共ますを設置したいということでの工事費でございます。21年の実績に基づきまして計上をいたしております。

それから、下水道管布設工事でございますが、これにつきましても公共ます設置まで若干迎えにいかなあかん分について、あわせて管の布設を行うということでの工事を予定いたしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今工事請負費並びに委託料をそれぞれ契約が絡むものについては金額が明示をされていない。そのことについては一般会計のところでも言いましたが、最後に契約の締結という段階で初めてそれぞれが出てくるようなことでは本当に予算を議決をしてほしいというて上げている姿勢に欠けると思うんです。その理由には、一般会計で説明をしておったような、私は絶対にそれでは承知もできませんし同意もできません。それはあくまで予算は十分な現状、現勢を把握しながら、その上に立って適切に予算措置をする、その提案であるということから委託料にしろ工事請負費にしろ予算の根拠になるべきものについてはここで説明をし、予算の妥当性というものが議会によって、議員によって判断をされる、またひいては住民が判断をする、

そういうことでなければならぬと思うんですが、これらについての説明を求めます。

それから、負担金の問題、それから過年度の負担金、使用料、それぞれについて基本的に今何ぼを予定してこれになるかということ、使用料についてもそうでありますが、過年度分を含めて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 工事請負費あるいはまた委託料についての金額明示がないということでございますが、これにつきましては一般会計でも説明を申し上げたとおりでございます、入札あるいは見積もり等に付すため金額が類推されるということで明示を控えさせていただいております。

それから、負担金……。

申しわけない、ちょっともう一度。

○議長（佐野芳彦） 17ページの負担金。

（経済建設部長山本武志「17ページの」の声あり）

過年度分を含む説明。

（経済建設部長山本武志「17ページの負担金、負担金ですか。流域でいいですか。17ページのどの分でしょうか」の声あり）

17ページの。

（経済建設部長山本武志「ページがわからないんですけども」の声あり）

桜井議員、流域でよろしいね。

（桜井公晴議員「いやいや」の声あり）

全部。

（桜井公晴議員「下水道の負担金と使用料がありまっしゃろう、この会計に」の声あり）

（経済建設部長山本武志「負担金と使用料」の声あり）

（桜井公晴議員「それが700万円」の声あり）

（経済建設部長山本武志「何ページ」の声あり）

ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前11時34分）

（再開 午前11時35分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 9ページの下水道費負担金でございますが、これにつきましては、先ほどお答えいたしました、農地転用等に伴います猶予解除ということで1平米当たり570円を予定いたしております、単純に割りますと1万2,280平米等ということになります、ただこの中で開発行為等によります分については公共減歩分、道路分等については免除ということになりますので、その分が若干減るのではないかというように考えております。

それから、過年度分につきましては、同じく平米570円ということで100万円計上をいたしております。これについては、今後鋭意徴収に向けて努力をいたします。面積等につきましては、そのあたりは不確定なものがございまして、昨年同様100万円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（桜井公晴議員「下の下水道使用料で」の声あり）

使用料があった。

○経済建設部長（山本武志） 下水道使用料でございますが、これにつきましては、一般下水道使用料を新たな接続分件数として23年1月末で262件ございますが、それを合わせたものを計上させていただいております。

それから、過年度分でございますが、これについても昨年の実績等を勘案しながら450万円を計上させていただいております。22年の実績等を勘案しながら上げさせていただいております。

この対策といたしましては、給水停止あるいは分納誓約等を行いながら徴収に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほども言いましたように、工事請負費やら委託料、これは責任が持てるものならちゃんと金額を明示して、そしてその予算の枠内で入札を執行する、また競争入札を執行するということが当たり前であります。そうでないと、一般家庭でも何ぼかかるかわかんようなことで何にもかかれない。これが普通のことです。行政は類推されるという、類推以前の問題として情報を行政だけが持ってこれを運用するということ、それで結果として議会には契約段階あるいは決算の段階でこういうことでしたという議会をないがしろにする議会の議決ということについて何ら考えていない。また、住民を無視しているのと同じでありますので、責任を持って予算を明示した上で執行に当たって効果的な取り組みをする、その方法が一般競争入札だと思います。そういうようなことをする気がないからこないことになるんだと思うんですが、情報を住民と共有した上で適切妥当な予算を決める、そうでなかったらだめだと思います。そういう点で改めて類推なんでもものは計算上は皆さん十分ご存じだと思いますので、そのぐらいのことは専門家ならわかると言われている。そういうものを後生大事に議会だけに、あるいは住民には伏せておく、その姿勢が問題です。最後には、工事請負契約、今度まだ後に残っております工事請負契約で当初に予定できなかったということなどを含めて補正追加をする。そんな場当たりの行政運営にこれが道を開くようになると思います。そのためにも予算をはっきりさせて工事内容、予算内容をはっきりさせる、そうでなかったらあかんと思う。工事内容も、今言うたように、何ぼつくる、何メートルどないするということはほとんどないんですよ。そんなことで予算と言えない。その点だけははっきり今言えると思いますので、指摘をしておきたいと思います。

それから、負担金につきましても、この

700万円は雲をつかむようなものなのか、それとも、一応こういうことが既に予定をされようとしているから700万円を組んだと、猶予の解除ですね、おるのか、それともまた過年度の負担金も……。ここで改めて説明を求めたいのは過年度の負担金の未納になっている分が何件何ぼでここに100万円を計上したというふうに説明を求めます。

それから、使用料についても、水道との兼ね合いで使用料が出てくるわけでありすけれども、何ぼの水を処理をしてこの使用料になりますと、こういうような説明があつてしかなるべきだと思うんです。ただ、数がこれだけ増えるからこういうふうに計上したではないに、きちっと何トンの水を処理し、使用料はこれだけですと、ほいで件数は何ぼやというぐらいのことを説明せなあきまへんで。

それから、過年度の使用料もそうです。何ぼ使用料の未納があつて450万円を過年度として計上したか。その収納見通しというのがなければ予算計上のイロハを欠いとるように思います。いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず最初に、工事の関係でございますが、従来より申し上げておりますとおり、公正な入札執行という意味では逆に金額が明示されますと、さらに競争原理等働かなくなる、あるいは金額も類推されるということから、ここの説明欄については明示を避けさせていただいております。

それから、700万円でございますが、これにつきましては申請によりますものでございますので、1年間、おおむねこれまでの実績に合わせた形で先ほど面積も申し上げましたが、その程度ということで計上をいたしております。

それから、過年度の負担金でございますが、現在21年度決算で申し上げますと、202名、2,400万円程度の未収がございます。これについては接続時にご依頼をしたり、あるいは分納依頼ということで、その分

については徴収に向けて努力をしているところでございます。

それから、使用料でございますが、これは昨年度の実績等を参考にしながら262件増えました部分について増額ということで金額を上げさせていただいております。

それから、過年度使用料でございますけども、これは21年度末の決算の未収につきましては2,634件、1,000万円程度でございます。これも対策といたしましては給水停止、あるいは分納確約、誓約等によりまして、だれでもそういった方法で分納に努めていただいておりますし、23年度におきましても同様の対応をしていきたいというように考えております。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** 先ほど山本君が説明しとるように、プラス262件というのは再三説明があるんやからわかつとんやけどね。もともと4億8,239万円というのは何トン、何件のものだと、そしてそれに262件を加えて4億8,239万円になるんですという説明はできないの。

それから、使用料の未収も極めて深刻な状況になっておると思うんですが、給水停止とか、そういうペナルティーに進む前に分納誓約とかあるようですけれども、やはりきちっとしておかないといけない。ペナルティーだけが先に行くようなことではいけないと思いますし、過年度の負担金についてもなぜこういうふうになるのかきちっと対応をしていなかった結果としてこういうことが起こっているんじゃないかと思うんですが、これらについていかに今度収納するかということが下水道全体の会計にも絡んでまいります。その点で再度説明を求めたいと思います。

それから、金額の問題では、競争原理が公正な形で働かへんと、こういうふうに言っているわけですけども、実際には執行後の経過をいろいろ見ても100に近い落札で行ったりしている現状、そういうことから見たら何も

行政が何か予算上公開したからそうなるということではありません。一般競争入札によってはっきり競争で公正に競争をすると、こういう前提に立つことと、予算も実勢に見合ったような、今予算を組んで今度ものの動向によっては必ずしもその予算で執行できないことが、1年間で起こる可能性が過去にもありました。そういうことを含めると、きちっとその段階で組んだ予算、そして執行段階で材料を含めた労賃も全部かかってくるわけですけども、それらのことがその段階でどうかによって予定価格というのは決めるわけですね。だから、予定価格を決めずにやるんだったら、ここに金額明示はできないけども、この予算の中で予定価格、これ以上の、予算以上の予定価格を組むということはもともとに問題があるわけですからね。予定価格を設定して執行をするわけですから、それぞれ予定価格が真つ当であれば、競争原理が働いた中でそれぞれが請負契約をしたり、委託契約をしたりすることになる、それが普通じゃないですか。普通のことは太子町はやらない。それが一番問題なんですよ。類推という言葉でごまかしたらあかんと思うんです。そういう点、再度説明を求めます。

**○議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（山本武志）** 処理水量の件でございますが、今ご指摘のございました分について手元に資料がちょっとございませんので、後ほどまたお答えさせていただきます。

それから、過年度の使用料の件でございますが、給水停止というようなペナルティーを科すのではなく、そういうご指摘でございますが、必ずしも事前の通告をしながらそういったことでお願いをしていくわけですけども、約束をしていながら納付がないとか、そういったことがございます。最終手段として給水停止というような対応をいたしております。そうすることによって、逆にまたとまと困りますので分納誓約につながっていく、今後の納付の計画の相談ができる、そういつ

たことにつながる手段としては給水停止という方法も実効性としてはあるのかなというように考えております。

それから、先ほど来から出ております工事でございますが、こちらのほうの予算につきましては、設計見積もりの中で計上をさせていただいております。ですので、これまでも申し上げておりますとおり、入札に付する案件につきましては明示を差し控えたいということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 先ほどのあれは昼一でできますか。

ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 もう名前がぱっと言うてもらえんようになった。

○議長（佐野芳彦） 一番前におるからわからへん。

○清原良典議員 お答えいただけなんだ分は、また委員会で答えていただけますか。

それと先ほどの5,100万円の内訳の中で公共ますの工事を主体的に先ほど言われたんですけども、過去の実績に基づいてね。私がかよとお聞きしたいのは、例えば小工事は緊急に出てくる可能性はあると思うんですけども、1,000万円、2,000万円、3,000万円とかというような一つの工事があるのかなのか。それをひとつ改めてお尋ねをいたします。

それと、先々月ぐらいかな、阿曽のバイパスの北に成田運送さんですかいね、開発、埋め立てされて、多分もう使用されと思うんですけども、あそこは私が聞いた時点では上水、下水とも引き込みをしないというふうなことを聞いたんですけども、それは本人さんの了解のもとで、ただ行政として指導すべきなのか、指導すべきではないのか。結構延長もありますね。

それと、実はその川で言いましたら上流側になりますかわら屋さん、まさかあそこが太子町域とは知らなんだんやね。ほいで、あそ

こがきょう現在まだ水道も引いてないと。当然下水も引いてないと。ちゅうことがちょっと耳に入ったんですけども、もともとあそこに来られた原因が何であったのかも私はまだ把握しておりませんけども、太子町民としてそういうふうな現状を日常生活で少々困られておるということをお聞きしとんですけども、その辺の内容について担当課として了解されておるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 上田氏の件に関しましては、委員会でもたご報告を差し上げます。

それから、工事1,000万円以上の分はないのかということでございますが、現在5,100万円の中で上げておりますのが公共ますと、それからそこへつなぐ下水道管布設工事部分がございますので、額的に言えば、そんなに1,000万円を超えるような工事はございません。短い距離をつないでいくということでの工事でございます。

阿曽の運送業の件でございますが、公共下水迎えに行くといえますか、今現在バイパスの手前までは行ってるんですが、それから100メートル以上については合併浄化槽での対応ということで、現在約5件程度かと思いますが、町内にもそういった合併浄化槽で対応している部分もございます。合併浄化槽については町がつくる、そして管理も行うということでございます。今申されましたその奥の寺本さんのかわら屋さんでございますが、こちらのほうも当然それ以上離れておりますので、公共は迎えに行くことはないということでございます。水道についてはどういった対応を今されてるのかというのは私のほうもちょっと確認しておりませんが、そういう距離的な部分で決めさせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 会計健全化のとき、この下水道特別会計もそれによって公営企業会計のほうに移る。それに対しては過去の緊急雇用対策で資料をまとめてという説明があったんですけども、また今年もこの状態が出てきております。もうまとめられておるその実績はあると思うんですけども、そのような計画というのはどうなっておるのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 特別会計から企業会計化へということで国のほうの指導もございまして、平成25年には企業会計への移行というような、そういった指導もございします。そのための準備といいますか、そういったことに向けて22年度も資産の整理等緊急雇用で対応したということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 私特に気にしているのが、事業ごとでの工事ですね。もうまとまっているのであれば、特に資本費の平準化債ともかかわると思うんですけども、そのまとめた資料を出していただけますか。

○議長（佐野芳彦） 出る、出ない。出るのであれば、委員会では出せる。

（経済建設部長山本武志「それちょっとご質問の内容がちょっと」の声あり）

暫時休憩をします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後0時01分）

○議長（佐野芳彦） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 内容等を再度確認いたしまして、提出できるもの、提出できないものを把握して検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時02分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、下水道事業特別会計。

ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 13ページの。

○議長（佐野芳彦） ちょっとごめんなさいね。ごめんなさい。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 下水道使用料の件でございますが、平成22年度末を322万トン見込んでおりまして、23年度予算におきましては330万トンの4億8,239万円を計上いたしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 13ページの区分14の使用料のところ、マンホールポンプの稼働用の発電機借料、これ何年か複数年のリースということで以前にもいろいろと話があって、購入すれば100万円ほどのものだというふうだったと思うんですが、今回も35万3,000円ということで上がっておりますが、これについての後の残りの経過リースの年数と、また今後の対応というんですか、毎回聞かれてることだと思うんですけども、購入の意思、方向性というのがあるのかどうかと。

もう一つ、きのうのきょうであれなんやけど、12の役務費のところ、たまたまこれ自動車保険料ということで上がっておるんですけども、この13万4,000円、きのうもいろいろと話しして1社契約で従前のおりという形で、今回も執行を予定されてると思うんやけど、これについての内容というんですか、これの場合13万円ですから、車両保険もろもろっていうことになってくるかと思うんやけど、ちゃんと把握されているかどうか。その内容についてお答え願います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、マンホールポンプの借料でございますけども、5年間リース60回でございます。平成19年5月から24年4月までということで、現在リース期間中でございます。満了に至りました時点ではまた再度検討をしてみたいというように思います。

それから、12の役務費でございますが、これは車2台分でございます。内容等につきましては、ちょっと私のほう今手持ち資料がございませんので、委員会で説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第22号 平成23年度 兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第22号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 ちょっと私の勘違いであっ

たらお許しを願いたいと思います。

先日、たつの市議会でこの前処理場に関する事で、料金にかかわることで5年間で数十円上げるというふうな記事がたしか新聞紙上に載ってましたが、それが私の勘違いでないであれば当局として、そのたつのさんがやられとることにして当然こちらも前処理場ありますんで、どのように対処されていくのか、その辺1点お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 前処理場の使用料金に関しましては県内同一料金ということで、姫路市、たつの市、太子町、同一歩調ということで動いております。このたび5年間を一くりとして料金の交渉を行ってまいります。22年度で5年が終わりますので、23年度以降27年までの料金について交渉を重ねてきたところでございまして、27年までに25円上げる、250円にするということで合意に達しております。23年度につきましては、今年度同様225円ということで、それぞれたつの市、姫路市条例の形態が違っておりますので、太子町におきましては23年度末に料金改定の条例を上程したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件では補正予算のときに尋ねている内容もありますので、皮革業者の動態、今後の水、いわゆる汚水を投入する割合、さらに2,000トンで今年は計上しておりますけれども、今後どういう見通しになるか説明を求めますのと、これの委託関係でも経費の節減ということをこれまで言ってきておりますが、いかにこれから対応するかというのが大事なことだと思いますので説明を求めます。

それから、委託料については、これらのことについてどういう競合関係にあるかわかんけれども、金額はここも全く白紙であります。

す。それぞれについて積算した根拠があれば当然説明をする、また委託料も予定すべき価格があって初めて交渉または委託契約が結べるわけでありますから、それぞれの説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、補正予算のときにもお話がございましたが、各社ごとの推移ということで、A社、B社、C社ということで明示してほしいというようなお話もございましたので、この場で説明をさせていただきます。

まず、A社につきましては、19から20年度にかけましては3,054トンの増ということでございます。20から21につきましては7,465トンの減、それから22年にかけましては1,842トンの減と。B社につきましては、19から22は3,597トンの減、20から21で5,383トンの減、それから21から22におきましては1万4,990トンの減ということです。それから、C社につきましては、19から20は126トンの減、20から21は103トンの減、21から22年にかけましては337トンの増ということでございます。結果的に3社見ますと、19から20では669トン減、20から21では1万2,951トンの減、21から22では1万6,495トンの減ということで、非常に皮革業界の状態というのも使用水量等にあらわれているもので、今後についてもこの傾向が続くのではないかなという懸念もいたしているところでございます。

それから、委託料でございますが、これにつきましては、先ほど来各会計でお話がございますが、入札に付すということで金額明示は避けさせていただいております。

それから、経費節減への取り組みということでございますけれども、現在昨年度補正予算をお願いいたしましたバイパス間の設置によりまして沈砂池を避けて希釈をして投入するというような工事を施しまして、現在は機能そのもののテスト中といたしますか、試験中で、その分機能するようであればそのまま投

入するという事で期待を持って現在データ収集を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 何か残ってますか。何か残ってます。

ほかに質疑はありませんか。

今の質問で何かまだ答弁が残ってる分がありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど説明があつて、それから経費節減のことも今説明がありましたけれど、補正予算の成果がここに出よると。データの収集でテスト中やと言うけれども、既に一定の取り組みをしとるわけですから、どういう動向なのか、この際説明を求めるのと、ここに委託料で今金額明示は他の会計と同じやと、こういうふうに言っておりますけど、本当に具体的にこれにはこれだけの費用がかかるという見積もりをしとんなら、それを堂々と出すこと、そして予定価格を設定するというのはすべてに係ることですから、それで実勢に見合った形で契約をするというのは、これが常道でしょう。常道でないというなら説明してください。太子町のやり方をきっちりはっきりさせておかんといけない、場当たり的であつてはいけないので、それはただしておきたいと思ひます。

それから、繰出金と一般会計からの繰り入れの関係で、この施設を建設、稼働させてきた経過、そういうものが県にも町にもそれぞれあるわけですね、40年代から54年に初めて稼働するというような形になったことの経過を含めてみることに、さらには施設の建設にかかるときに同和対策事業特別措置法の第10条に基づいて町の負担はほとんどないと。10%の関係で町側は説明し、議会を巻き込みこれを建設したわけですよ。そして、その結果は今のように住民負担でこれを運営するような形になり、トータルで言えば70億円に近い金をここにつぎ込んだと。こういうような状況が今あるし、今年度も一般会計からは

9,380万4,000円を繰り入れる。この会計に占める割合は使用料はわずかなもので、95%が一般会計からの繰り入れで運営すると。これがまともな会計の運営であり、財政の運営であるか。どっから見てもまともではない。住民に負担を転嫁させ続けておるのはこれですよ。それでも平気で国保なんかについては制度上のことだと言うてつぎ込むことをしない。そういうようなことが果たして、私が言っておりますように、すべての会計は太子町が運営してるもんだと。その運営しているものの中でそれぞれに一定の取り組みをするということが必要でありますから、成り立つように取り組んでいく。この前処理場については成り立つどころか、もうつぶされていつてゐるわけですね。もう中学校が2つも3つも建つような金つぎ込んだんやから。そんなばかな話はないわけです。どぶに金捨てるよりひどいわけですからね。だから、そういうことに対して町の血税をつぎ込むことのないような対策が要るわけです。そのためにも経費の節減ということでは管理に係る委託料の問題も含めてきちっと議会に説明し、住民に説明する義務がある。当局側にあると思うんです。そういう点でははっきりさせていただきたいと思います。この血税のつぎ込みは真っ当かどうかというたら真っ当ではないですよ、どっから見ても。原因者負担の原則に基づいてやれ言うのにやらない。ほいで、使用料が改正で、今先ほどあるように225円は今年もやるけれども、5年の期限が過ぎて三者協議を行うと。三者協議で仮に250円にしたって焼け石に水です。そんなものと違うんですよ、太子町の場合ね。さから、そこをきちっとさせないと、住民は耐えられないと思うんです。それでもよろしいんですか。お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず最初ですが、経費節減に向けた取り組みとして行いましたバイパスの設置でございますが、これにつきましては工事完成を見たところでデータ

収集現在行っているところで、具体的にまだ成果としてデータに出ていないという状況でございますので、これについてはもう少し時間がかかるものかなというように思っております。

それから、予算書におきます金額の非明示ということでございますが、先ほど来からも申し上げておりますとおり、当然その積算はしておりますが、入札に付するということで非明示ということをお願いをいたしております。

それから、施設管理に関して九十幾%以上の繰り出しが行われていると、いかななものかというようなことでございますけれども、これにつきましても建設当時の事情等、今の同和対策事業等、あるいはまた環境保全という観点からどうしても対策を立てなければならぬというような経過の中から建設に至ったものというように思っております。でございますので、確かに特に業界のほうの景気の動向というのにもかなり左右されることがございますが、この分については一般会計からの繰り出しをいただいて今後とも前処理場の運営については継続していきたいというように思っております。

それと、そういったもろもろの部分を含めまして使用料収入も減っているような状況の中では、やはりいろんな経費節減対策とか、そういったことについてまたさらに深めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この施設は当初4,000トン进行处理する、そしていきなり公共用水域に排出しても問題がないと、こういうことで施設をつくった。そのために経費も高くついてきている。しかし、それも運営する際に前々処理が行われていないために油脂分が多く入ってきて、この4,000トンの水を処理をして、そして公共用水域に流すためにあそこの施設が機能しようと思うたら機能しなくなったと、というのは油脂で固まってしまうということ

です。そのためにいきなり変更をせざるを得なくなって、結局は最初から水を足して油脂分をさばいたり、あるいは脱毛の関係で目詰まりを起こすものも排除をするというようなことで、もう繰り返しやばいことをしてきて金ばっかし使うてきたものです。それは前々処理が行われていないためです。その前々処理を義務づけるようにというて再三言っても、町は履行をしない。実施しようとしなない。そういうような形の中で今日を迎えとるわけですね。その間につぎ込んだ金が70億円近いと。そんなむちゃなことがありますか。ほいで、今日も1億円つぎ込みようわけです。他のところには金は使わんというようなことでは話にならないことだから、血税のつぎ込み方も休み休み言うてくださいよと。絶対に許されることではありませんので、今のあり方は整理が必要やし、経費は節減することによってバイパス、かつては林田川でしがらみを編んで、そこを通して、石の中を通しとったら十分それで排出基準を満たすほどの清流に近いものになるというぐらいのものなんです。だから、そういうものを金をかけて委託をして運転をしてやっていくようなものではなくて、やっぱり原因者が責任を持つべきところに前々処理をさせて、その上に立ってすれば、今取り組もうとしていることも効能が上がるだろうと私は思うんです。それが今の補正予算に基づくものがええとか悪いとかということじゃなくて、経費を全体として今減らす必要があるから、そのことについて言よんでありますが、基本的にはすべての企業が行うものについては、その企業の責任において放流基準なり排出基準を満たすと、こういうことが求められておるし、それが法律である。その法律の履行を迫ることも大事であります。それが一番経費節減につながる。なぜそれをしないのか。この際、はっきりそれもさせていただきたいと思います。

それから、各社の状況を見ても、本当に細々となってきた中でのことでありますので、もっとこの点は考えて、脆弱になって

基盤が弱くなるからしょうがないではなしに、ここで生産、営業活動を行う以上はそれぞれの責任において排水は責任を持つと、基準に責任を持つと。これを言うこと、そのほうが大事ですね。その点ははっきりさせてください。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 各企業に前々処理をさせてというお話でございますが、前処理場建設時の経緯といいますか、そういったものもございますので、その中で運営をしてきたものでございますので、現時点では前々処理場を各施設、各企業について設置をなさいたいというようなことを申し上げるところには至ってないし、今の状況からすれば今後もそういったものは言えないんじゃないかというように思っております。各企業といいますか、業界もそれぞれ非常に厳しい中ではございますけども、いろんなPR等もされておまして、できる限り存続できるような方策をそれぞれ業界のほうでは努力されてるということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 以前にもどなたか言われたことがあったかなあとも思うんですけども、基本的にその視点を変えて、平成16年か17年ごろに川西市の皮革業者がたしかたつのへ数社か数十社かすべて移設されとんですけども、そういう実態が近隣で行われていることは間違いないんですけども、それらのことも一度本当に真剣に考えていっていただきたいなという思いもあるんですが、その辺の考え方をひとつお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 川西市におきましては、確かに工場移転ということで対応がなされております。これにつきましては、工場がありますところが再開発地域に入ったということで事業の一環として移転という形

でお願いをしたというような経緯もあります。たまたまそういった事業がそこに張りついていたといいますか、計画としてあったんでしょうが、そういったものがうまくいった例ではないかというように考えております。

太子町の場合、特にもう林田川で長い沿線といいますか、距離的にもかなりありますし、その中で移転ということになりますと、逆に単独で移転をしなければならないということがございます。単に今言いました前処理場の運営状況によってもう出てくださいねというような話はなかなかしにくい。一方では、皮革産業振興という立場で振興もしていかなければならないというようなことで、現状では、川西市が行われたような、移転というようなこと、こちらのほうから業者に対して申し上げる予定というのは持っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第23号 平成23年度 兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第23号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この水道事業会計で、先日も質疑でお尋ねをいたしましたように、県水を購入すると、こういう形で出てきているわけでありますが、その責任受水の問題からありますが、受水費で計画でも1日最大2,000トン、51万1,000トンを受水するという計算で本会計をつくっているようでありましても、県の今の企業庁の動き、そういうものはいつ情報を得たかというのもあると思うんですが、これで料金を下げるには耐えられないというようなこの間の説明が耐え切れないというようなこともありました。しかし、高い水を買って安く供給する、これは一般家庭に向けては当然これまでの事業に係る取り組みの中でそれに負荷をかけるということは何ですが、通増方式でより多くの水を使い事業活動なんかに生かすところについては同じような基準で供給するような問題ではないと思うんです。そういう点から私は前回上げた分を引き下げるべきやと思います。今回の中でも受水がかかり過ぎるわけですから、その点ははっきりとさせたほうがいいと思うんです。今、前回の大幅改正で80立方メートルを超える分としても120円で売るのであれば、それと比べても、事業活動等に使うわけですから、そこらにはきちっとしたことがなければいけませんし、それに合うような取り組みが必要だろうと。高い水を買ってこういうところにも安く供給するような形は改めるべきやし、一般家庭向けについては引き下げを必要とすると思うんですが、その点と。

それから、これまでの中で工場用等が大きく影響を受けるということは補正予算等の中でも出てきていることですから、大口が使用を抑えれば収入はそれによって減る。一方においては、それらの水をより一層有効に活用するというこのことの中では今回建設を予定して

いる配水池の問題も見合わせたり、あるいは県水とタイアップすれば災害時の問題もクリアできると。こういうようなことも考えられるわけです。それらのことを模索して方向を出すのがビジョンかと思えますけど、それらのことについては余り中身に入らずにビジョンがつくられたんでは話にならないと思うんです。これからの人口動態と節水志向、そういう中で建設改良等に過分なものがかかりますと、後年度に大きく負担をさせることにもなるわけですから、このようにならないような運営と、あわせて貸借対照表も出ておりますが、今日3月末の決算を控えますと、内部留保は一体何ぼになったんかと。こういうことも説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 県水の引き下げに伴う太子町の上水道の引き下げについてということでございますが、説明も総括の中でもされましたが、全体として太子町の場合非常に県水に依存する割合が1割程度ということで、試算でいきますと、非常に低いものでございますので、それについては今回は見合おうと。そして、次期料金改定に向けてはその分も加味した中で改定というような方向でいきたいと考えておりまして、今回については即対応をしないということでございます。

それから、工場用水の件でございますけども、20年以降非常に顕著に使用水量が減ってまいりました。そういったことで現在のところは22年以降もこの状況が経過するのではないかなというように考えておりまして、そこらもあわせまして料金については若干先送りをしたいというように考えております。

それと、建設の関係でございますが、北配水池につきましては築46年を経過しており、老朽化ということで耐震性もないということから対応するということにしておりまして、今後の水需要も見ながら、あわせて計画受け持ち水量の2分の1を可能となる4,000トンの規模の改築を行いたいということでござい

ます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 内部留保は。

続けて。

○経済建設部長（山本武志） 大変申しわけございません。内部留保について資料をちょっと手持ちでないものですから、また委員会のほうでお示しをしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 やはり4,000トンの2分の1とかいろいろ言うけれども、全体的には節水の動向にあり、そしてまた県水のほうも必要によってはこういう今回の方向を整理してきてる内容は長池ダムだとか船木浄水場の建設なんかについても中止をすると。そして、一般的には282億円の経費節減になるということを経が言って、実際高いものですから使用を開始してない団体、またそれに見合って使用してくれ言うても、その各自治体の水需要、それから周辺との単価の問題を含めてそんなにはこの県水を使用したくないと、こういうようなことから今日があるわけですね。そういうことを太子町なんかはもともと伏流水を組み上げて滅菌をして送るというようなことで、比較的どこやない安い経費で水道用水が供給できたわけですから、そういうところを相手に売り込もうなどとはもつてのほかでもありますから、本町の水源を確保すると同時に必要なものについては購入をする、そういうことの取り組みが必要ですし、もっともっと引き下げを迫ること、県に対しても、その上に立ってすればここでの余分な投資は抑制できると私は思うんです。

今の工場用水のこれだけの減から考えたら、もともと東芝がこれから水の使用が増えるからということで配水池も確保した経過がありますわけですから、安定して供給をしようということで50年代、40年代の後半から50年代にかけて上の工事なんかしたわけですし、水道工事もやったわけですから、それが企業の動態によって今ぱしゃんとしとるわけですから、そういうことの負担を住民に転嫁する

ようなことになるようなことは避けないといけない。そういう意味から、県水も過剰な人口予測に基づいてこれらの計画をし、実際上は浄水場あるいはダム建設の見合わずという方向に来てるわけですから、本町においても全体の水需要との絡みで建設に余分な経費をかけない、そして住民の負担をより軽減するということで料金を上げたものをもとに戻せと。私は当然だと思うんです。ほいで、内部留保をどんどんどんどん重ねておったんでは住民にうそをついたことに実際上なるわけです。その点からいえば、早く引き下げをするべきだと思うので、先ほど内部留保、いわゆる収支に係るものというて出してるもの、年度末の状態は必ず出してください。もう見込みはちゃんと立つとはずですから、資産表、貸借対照表は出ているって、これで説明をしてもらったら正確ではないかもわかりませんので、予定貸借対照表とそれに伴う内部留保の実態を、もう8億円超えとん違うんかいなと思いますけど、そういうものも説明をするようにしていただきたいと思います。内部留保は委員会ということではわかりましたが、料金は今引き下げるのが時期だと思います。いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） もともと県水ができた経緯といいますか、そういったことについてはそれぞれの市町で対応するよりも県下広域で安定的な水を供給できるというようなことで始まったというように聞いておりますし、そのためにそれぞれの施設、あるいは配水管等の布設、かなりの投資もされておりますし、現にそれについては十分機能しております。そういったことから当然状態が変わったから県水から出ていくというようなこともなかなかできにくい。そうしてまた、非常時、今後どういったことが起きるかもわからない状況もございますし、そういった部分では確保しておく必要もあるというようなことでございますので、県水については今後も受水を受けていきたいというように思

います。

県水の値下げに伴います料金の改定につきましては、全体として非常に少ない、割合として少ないものでございますので、太子町に及ぼす影響は少ないですが、ございます。しかし、それを料金改定に反映するほどの状況でもないという判断でございまして、これについては今後の料金改定の延伸であるとか、そういったものに反映をしていくということで考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 下げてこそ値打ちが、延伸なんて言うたて全然皆響きませんわな。

それから、影響が少ないとか、10%程度やとか、そんなのは今までから説明をしておりますことは直接的には全体の水量のこれだけですんでね、そんなこと私は言うとはわけじゃない。だから、内部留保のかげんと、それからこれからの水需要からいえば、これからの建設改良ももっと見直さなあかん。そして、県水についても実際上はもっと引き下げを迫る。そういうことの中で受水をするなどということではありませんけども、下げることによって受水を広げることができる。地域の水道を投資までして拡充しなくて済むわけやからね、余つとるわけやから、県水は。その余った水を互いに共有するような形にするためには料金を下げ、県水も料金を下げて余分な水源開発をやらんでも各市町は済むわけです。ほんで、安心・安全な水を供給しとるといふならばそれに合うような形ですればいいということを私は言いますわ。そういう方向を見なしたら、火急の場合にも役立つへんし、太子町の場合も14億円もかけて膜ろ過しといて、その水はブレンドしてもうてどないもならんようなことで使うとうような、こんな実態ですからね。もうこの投資したのもほんまにどうだったかということに問われるわけです。それらの金で水が、いわゆる水道会計が赤字になるからというて料金を引き上げた。だから、そういうものについては今大

いに見直してこの膜ろ過の問題も実際上はブレンドした意味がないわけですから、ここの稼働の問題も見直さなアカンし、紫外線照射の問題も後には来てるわけですから、それらのことを含めた取り組みがこれからあったほうがランニングコストも少なくて済むわけです。建設したものはすべて動かさなアカンということではないですからね。これからの滅菌はどれによって行くかというのは紫外線照射がもう既に公認されてるわけですし、それに基づいたら大きく違ってしまいます。だから、これらつくったものは動かさなアカンのやとか、こういうようなことをいつまでも言うとならば経営の改善は絶対できへんということと、工場用水がこれだけ予測を下回ってきたら配水池の問題も見直しが必要であろうということになれば、建設改良費の再点検が要ると、こういうことを私は言いますよ。その上に立って料金問題を言ってるわけですから、はっきりと整理をしておかないといけないと思います。だから、今先送りをしてくれとかなんとかというものではなくて、全体の水需要と県との交渉によって全体、太子町が必要とする水を太子町に受け入れる条件で購入する、それも交渉です。すべてのことをこれからやらないと、それぞれの自治体の経営は成り立っていかへんと、こういうことになるんで、それが幅広い対応ではないかと思うんです。

水道ビジョンの中にも本来だったら結構金をかけてビジョンをつくろうと、こんなところにほんまにごつ金かける必要があるんかどうか、思いますけど、自分たちでほんまに手づくりをしていくぐらいのことでないと、どっかがつくったものというのはやっぱり需要予測を上回ってしまう、そういうことにもなってきますので、この点も含めて経営改善が要ると思いませんか。それをきちっと説明していただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 県水に関してもいろいろご指摘をいただいておりますが、

先ほどありましたように、新年度で水道ビジョンの作成ということに取り組んでまいります。この中であらゆる方面から将来にわたっての計画、見通し等をきっちりと検討して、ビジョンの中で反映していくというように考えておりますので、そのあたりの県水のことであるとか、施設の面のことであるとか、そういったものについても再度その中で明らかにしていくという考え方でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 この本議会の席をおかりしまして、先日経済建設委員会として77条の報告をさせていただきました。その中でこの北配水池についての要望を出していたわけですが、これについては以前から委員会の中で、質疑で部長は聞いておられることと思っておりますけれども、それ以降、委員会の要望の件につきましては、この予算にどの程度反映されておられるものか、それについてお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ちょっと休憩いいですか。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時50分）

（再開 午後1時50分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 要望につきましてはいただいて、資料の中ではあるわけですが、実は予算につきましても、もう11月ごろから準備に入っております、そしてまた要望ということで議会のほうの能動調査の中で生まれたことだとは思いますが、その分についてすべてがこの予算に反映しているかということになれば、そういうことにはなっていないように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 23ページの手数料についてちょっとお聞きします。

ここの中にゆうちょ銀行、コンビニ、金融機関収納手数料その他と一応予算明示されています。それぞれの件数がわかれば、それをお願いしたいのと、それから23年度よりコンビニ収納が始まるということをお聞きしましたが、コンビニはどこでもいけるのかと。町内あるいは町外問わずいけるのかということと、それからいつから開始されるのかということと、その周知をどのようにするのかというのをお聞きするのと、それによる未納、滞納の効果、防ぐ効果はどの程度まで考えられているのか、その点についてお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、手数料でございます。ゆうちょ銀行につきましては、口座振替が800件程度でございます。それと、納付書払い、郵便局で納付書を持って払っていただく分が10件、口座振替につきましては単価10円でございます。納付書払いは単価120円ということでございます。

それから、コンビニ収納でございますが、現在納付書払いで900件ほど月にございます。おおむね50%程度が利用していただけるのではないかというようなことで450件分を見ておりまして、手数料につきましては単価58円ということでございます。

それから、何やったかなあ。

○議長（佐野芳彦） 町内。

○経済建設部長（山本武志） コンビニの範囲でございますけども、一応町内外問わずにそういう業界のほうと契約をいたしますので、そちらのほうは対応できるということでございます。

○議長（佐野芳彦） いつからと、それからどういう効果。

○経済建設部長（山本武志） 4月以降実施

ということをお願いをしたいと思っております。

○議長（佐野芳彦） それから、それによる効果はどの程度あるのか。

○経済建設部長（山本武志） 今半分。

○議長（佐野芳彦） 半分。それ答え。

○経済建設部長（山本武志） 収納効果につきましては、今申し上げましたが、50%、900件の納付書払いが現在ございますので、おおむね50%、450件を見込んでおります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回ちょこちょこ出てくるわけですけども、前の膜ろ過のときも出まして、今度は出資金の……。

○議長（佐野芳彦） 桜井議員、3回終わってます。

（桜井公晴議員「ちょっとだけ聞かせといてくれ、出資金」の声あり）

出資金だけね。

（桜井公晴議員「ちょっとこれ普通こういうことを水道事業にすることがまともなんか、その辺だけ確認したいんで。3回、3回、そない言うな」の声あり）

指名したから出資金だけ言ってください。

こっちが間違うたん。

桜井議員、申しわけ……。

暫時休憩します。

（休憩 午後1時55分）

（再開 午後1時56分）

○議長（佐野芳彦） 再開します。

（桜井公晴議員「一般会計から繰り出すことについてどない思うとんやと聞いとるわけや。債権とか言うてへんで」の声あり）

財政課長。

○財政課長（香田大然） 出資債の計算方法につきましては、昨日お答えしたとおりでございますが、そらあ潤沢な資金を水道事業会

計が損益勘定留保資金でもって賄っていただけるのであれば、それはそれで助かることでありますが、一応の繰り出し基準が認められてるということは少しでも一般会計から出していいよというお金でございますので、ですから応援するということでございます。何もいいとか悪いとかそういう問題ではなしに、趣旨としては全然的を外れてはないということでございます。

（桜井公晴議員「何ぼでもええというこっちゃな」の声あり）

何ぼでもええとは言っております。

（桜井公晴議員「いや、そういうこっちゃ」の声あり）

3億二、三千万円のうちの、きのう申し上げましたように、繰り出し基準は耐震に係る工事の3億二、三千万円のうちの25%の、きのうは7,800円言いましたけども、きょうは7,800万円と申しますけども、7,800万円ということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この一般会計補正予算では、特に公共用地の取得に係ることでお尋ねをした中で、実際の税の控除はいかほどかと言うたのは答えがないんです。

それから、この予算で8,694万8,000円を繰り出して追加をする。いわゆる基金に繰り出して基金で財産を購入する。そういうことになりますと、基金はあくまで太子町のいわゆる土地開発基金ですわね。その基金から今度は町が一般会計で買う、町の財産を町が買う、それが今オーケーということをごんが言うたというんですけど、そうなりますと高い事務費やなんかを負担をしたりして、これまで当局が言ってきた県の土地開発公社なんかを使う必要がないと。本来ですと、補助対象になるようなものについては少々そういう事務は本町がやるにしても、土地開発公社を使うというのは出捐金をしている団体として別の団体ですから、これは町有の名義のものではないことになってますが、基金はあくまで町有名義になります。基金という名だけのことであって町有であります。その町有のものを町が買う。そんなんだったらどないでもできるわけですよ、やり方によってね。

だから、今までに実は本町にもかつて沖代線の用地先行取得をめぐって簿外金、どこにあったかわからんような形やけれども、会計のところに置いてある。そういう金をプールしておった会計外の簿外金が問題になりました。今吉福グラウンドの用地取得で公共用地の先行取得特別会計を設けて処理をしておったんですけども、これも補助対象から見ればおかしいということで有名無実化するし機能しないということで、今はこれを使うこともありません、もうやめたわけですからね。そうしたら、条例は残っておるわけですけども、このときやめたのもそういう理由でやめたんですよ。だから、土地開発基金も

1,000万円を積み立てる、必要によっては積み立てる額を増やすということなのですが、条例上はあくまで1,000万円です。その1,000万円を機能させることができるんだったら、やはりそういう機能ができることになってしまうんじゃないですか。各自治体が自由な裁量で公社を持たずともこういうことができるというようなことになると、土地の売買をめぐるおかしなことが起こってくるように思うんです。かつての簿外金のことも含めて太子町は余りええことをしたわけじゃないんですよ。ごまかしみたいになってしまう。本当に便法で使うことになりませんか。補助対象になるものは別途購入するというのはよくわかりますけども、そうじゃなくてあわせて購入する、あくまで対象面積分しか補助対象とはしないというようなこともあるわけですから、この基金と町有名義のものを町が買う、それがまかり通るんですか。私は何ぼ考えても、この間あわせて言おうか思うたんやけど、理解も納得もできないわけで、控除の問題も含めて改めて聞いておきたいと思うんです。

公社をなぜ使ってきたか、公社を使わずでもこういうことができるということにいつ制度改正が、もしあったとしたら、制度が改正されたんですか。全国こういうことが起こってくると思うんです。

それから、財産の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分、これも町の名義のものになったものを買うのと事前に基金をもって買えますというために財産の取得をするということで、また税の控除の問題も出てくるんじゃないかもしれませんが、それらの全体の説明をこの際してもらいたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まず、租税特別措置法に係る税の控除についてであります、このたび東芝に対してその旨の調整をさせていただいたわけですが、東芝さんのほうからその税の控除は結構だというご回答をいただいたものであります。

それと次に、庁舎用地をこのたび基金購入ということで急遽予算書の差しかえ等をお願いしたわけでありましたが、まず補助金、国の交付金をいただきたいということで用地の取得の変更をしたわけでありましたが、緊急の手法の変更ということで、本来議員がご指摘いただくように、県の公社を使ってという方法が順当かなと思いますが、緊急ということで基金において取得、それも可能なんだという一つのご指導を県並びに国のほうからいただいたということでありまして。ひとまず基金において先行取得を行い、正式には今後交付金をいただく24年度に予算において改めて予算のほうで取得するという形をとらせていただくということでありまして。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 おかしいと思いません。もうそれこそあかんあかんと言うてきたこと、それから土地開発基金1,000万円おいて、それで何で町の用地になったものをいつどないして買うかということになるんや。一たん買ってしまったものを補助がついた段階でもう一回どないするんやというて土地を動かし回るんかということになるんやで、これ。ほいで、基金は町ですよ。公社は違うで。だから、そういうようなことを何で今ごろに、それが可能になるんやったら何でも楽なんやね。先行取得というのはすべて可能になるんや、実際上は。これだからえんとか悪いとか、補助に一般についてはこれまでに皆苦労してきたわけでしょう。補助がつくつかないで、それまで待つとこうと。そういうようなことで高い経費を使っても公社を使っていきたいというのはどこの自治体もあるわけですから、何でここだけそれがええことになるんかというのは私はいまだに今の説明聞いても町の財産、24年度に基金から補助がついたら買うんやと。おかしいないですか。そないな話がどこかについてくるはずがないし、それから町もこれまで説明してきたのは、公共用地先行取得特別会計と何で町に土地開発基金

と二重に持ったという、いろいろこういうふううまく使えんかとして置いたけども、土地開発基金はもうほとんど用をなさないと。しかし、置いておくということで会計上は置いたと。だから、ここに積みますこともないということでやってきたんや。そんなこともうずっとそこにおる人が皆言うたんやんか。それはみんなうそやったことになるんや。ほいで、そういうふうにはほかの金で買う取っても、結局町有地を今度は町が買う。どの世の中に自分の土地を自分で買わない。そんなことになったらむちゃくちゃになってしまう。何で基金が可能になるのか。一般的財産としてとりあえずこういう土地を押さえておこうということで押さえておくことと、目的を持ったものを購入することと違いますでね。何でこないなことになるん。いや、僕はもうこれほんまにわからへんし、これでええのかと。これがえんやったら全国の自治体がそれで通るんやでと、そういうことを言うてもえんだなということになるんや。太子町だけが通るんじゃないくて、ほかでも通ることになるでね。

ほいで、税の減免も聞いたのは、目的を持った用地だからこそ公共用地取得に係る租税特別措置法の措置が受けられるんや。そうでなかったら受けられへんのや、これも。そうでしょう。受けられるんですかな。受けられへんですやん。やっぱり目的の土地でないと公共用地にならへんのやから。一時基金で抱えようというようなものは公共用地にならへんでしょう。土地ですよ。基金の中の原因か土地かの違いだけです。そういうことなんで、何でこういう便法が便法としてじゃなくて正道になろうとしとるんですか。私は本当にわかりませんよ。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まず、基金で購入することについてであります、揖保線の用地の取得について土地開発基金を使って購入しとう例が近々にございます。それと、先ほどの答弁の追加であります、手法を緊急に

変更したということもあるわけですが、まずその基金で取得しておいて正式に本予算で用地取得という形をとることによって国の交付金の補助を受けるということであります。ですから、あくまで基金で購入しても、議員がおっしゃるように、町の土地ではあります。しかしながら、予算的には正式に取得は24年という形をとるということでございます。

それと、租税の控除については、もちろん手法の変更前に予算で実行する形の中で東芝さんにその旨通知をさせていただいたということでありまして、それについて東芝さんのほうから、それは受けないというご回答をいただいたということであります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 款3民生費の項2の児童福祉費の目2の保育所費の工事請負費で、エアコン設置工事費、これが2台とお聞きしましたが、そこはどこなのかということ、そして次のページ、児童館運営費エアコン設置工事費、これが1台で1階と聞きましたが、この部分を指しているのかということをお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） エアコン設置の関係でございますが、斑鳩保育所のほうで2台ということで、場所は2階の東のほうに保育室が残っております。その部分に設置すると。

それから、児童館につきましては1階の玄関入っていただきますと広い遊戯室がございしますが、恐らく設置箇所は西の部分になろうかと思いますが、場所は遊戯室ということでございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今の答弁でわかりましたが、ただ1点、児童館の1階遊戯室ということは吹き抜けのところを指すわけですね、2階から1階まで。それでその吹き抜け部分か

なり広いんですが、ほとんどオープンスペースといっても変わらないような場所なんですが、それに対応できるエアコンの大きさは考えて今回なっているのかどうか。その分だけお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） その能力的に見合うものは設計当初に上がってきておると私は解釈しております。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

いや、もう3回言った。3回終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はこの補正予算の質疑でも言いましたように、先ほども説明がありました税の控除は結構ですと東芝が言っとる。それなら費用のマイナスもある面でもありますが、それを言う。ほんで、補助対象面積はそれほどでもない。そういうことから、ここを基金に繰り出して購入する仕掛けがあるわけですが、あくまで基金であろうと何であろうと用地を購入する、目的が庁舎の位置であれば、同じ費用をかけるんならやはり中心地を含めたものを、また特定のところに庁舎を移す意思があることについては、将来太子町に住む若い人たちも含めた住民投票をもって決着すべきだろうと、今もそう思っております。

さらに、直近には町議会議員の選挙もあるわけですから、その中で十分住民の意思を対した者が議員としてこの採決に加わるということが民主主義的であり、また和のまちを志向する町としても当然のことだと考えます。

先ほど、基金で年度内に入出入りするような土地があることについては基金の運用です

から、そのことについて何ら言いませんけれども、土地開発基金で購入したものが今年度予算で出したり入れたりして予算で決済をするということが24年度にこれを今行うんだと、こういうことになると、基金で購入する土地は何の土地かと、こうなるわけです。そういう予算措置は基金ですから直接的には繰り出したときに何の金やと、ほいで繰り入れたときに何の金やと、こうなるんですが、繰り出し繰り入れをやらなくて基金が抱えてる会計で処分してしまうと何ら議会に関係なくなってしまうと。もちろん基金ですから、おいて処分する、基金の中ですからね。だから、議会の議決ということもないがしろにされる可能性がある。このようなことをまかり通らせるわけにはいきませんので、本来でしたら町が公社を持つ、まだ持てないし持つほどのことではないから県で共通の公社を持って対応するというところでやってきておる。それが今までの常道であったと思うんですが、今回この基金でもどうでもなるということになりますと、先ほど言いましたように、かつての簿外金の問題まで起こり、不鮮明な会計処理を想定することになるわけです。基本的には一般会計で予算化して、そして議会の議決に伴う契約、財産の処分と、こういうことで正道で常道として取り組まないといけない。議会が追認機関になるし、そういう仕組みをここで是とすることになりますので、このような手法でやること、これから公園等の用地になる部分だけが補助対象の面積ですから、その分と分離してもできるものであるのに、なぜ予算措置の上に立ってこの対応をしないか。そのことについては私は承認することはできませんので、反対討論いたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第2号 平成22年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第3号 平成22年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第4号 平成22年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第4号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが

って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第13 議案第5号 平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第5号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第14 議案第6号 平成22年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第6号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第15 議案第7号 工事請負変更  
契約の締結について（揖保  
線道路改良工事（その  
2））**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第7号工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その2））を議題とします。

本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（桜井公晴議員「説明が先や」の声あり）

そうだ。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 増減分の詳細についてご説明を申し上げます。

まず、残土処理工でございますが、120万5,090円の増でございます。街渠工14万8,160円の減、街渠柵工3万720円の減、それからブロック舗装工40万5,070円の増でございます。舗装工69万2,570円の減、路盤工61万4,230円の減、それから植栽工77万6,860円の減、防護柵工8万1,050円の減、門扉設置工91万7,180円の増でございます。トータル18万3,750円の増額ということでございます。

○議長（佐野芳彦） 本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これは工事請負契約に係ることなのですが、最終的に今契約変更で追加

が行われている、このことについては当然事前にはわからないことも確かにあるかもしれない。しかしながら、積算を地域の状況も聞き適切に行っていれば、このような増減は特に際立ったことの必要性はなくなるのであります。後から、この場合は18万3,750円であります、あとは、その3は390万円にも及ぶわけですから、これらのことを考えますと、当初にきちっとこういう工事のためにどれだけかかって予算になっておりますと、こういう工事ですと、こういうことの最低限の説明も当初に無くして最後にこれだけが出てくるようなこと、これは住民にとっても無責任だし議会に対しても情報を提供しておることにならない。金額の内容の説明を求めると、入札に付すんやから明示は避ける。そればっかし言うとなると。そんなことではこれの是非についても実際上は議員にも一般にも判断ができないようなことを判断をせよと言うて強いとんと同じでありますので、その辺のところは予算上にこういうことこそはっきりさせた、この工事に何ぼ要りますからトータル、予算上は7,000万円、8,000万円とか、そういう予算になってくるはずですよ。そういうようなことが説明になされる必要がありますので、そうでないですか。それがなかったらだれも判断できんの違いますか。自分のところが発注するんやったらこういうことを聞いてなかったら恐ろしいて発注できんでしょう、後から膨れるようなことを。その辺についてどう考えとんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） この件に関しましては、たびたびご答弁申し上げておりますとおりでございます、公正な入札執行を確保するためにその部分については明示をしていないということでございます。遅ればせと申しますか、今回が初めてというようなお話もございましたが、契約時点では内容等について説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 やはり変更契約で出てくることは当たり前ようになって出てくる。工事ですから動くことぐらいはわかってますけれども、当初からこれらの積算に基づいて契約が行われると。そのためにどれだけの予算を組んで契約になり変更契約に結びついたかが議員としてもわかりかねます。そういうわかりかねるものについて責任を持って是とするわけにはまいりませんので反対いたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その3））

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第8号

工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その３））を議題とします。

その前に説明もらえますか。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 増減の詳細についてご説明を申し上げます。

まず、街渠工11万6,120円の増でございます。街渠柵工が97万1,650円の増、ブロック舗装工が39万6,740円の増、舗装工が81万730円の増、路盤工30万6,890円の増、植栽工86万7,920円の減でございます。防護柵工が36万6,420円の減、門扉設置工が97万1,510円の増でございます。道路照明工が65万240円の増でございます。合わせまして396万2,700円の増額となっております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第7号と同じ趣旨でもって本変更契約の締結についても反対といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第9号 糸井南地内容 土工事委託変更契約の締結 について

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第9号 糸井南地内容土工事委託変更契約の締結についてを議題とします。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 客土工事変更契約の関連でございますが、服部議員からのご質問にお答えをいたします。

過去に契約者が違ってたように思うというようなお話をいただきました。調査をいたしましたところ、平成20年8月から平成21年9月30日まで兵庫県土地改良事業団体連合会の会長が辞職をされまして、そのため会長職務代理者を置かれていたということで、その間につきましては職務代理者との契約ということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 本案については、3月2日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 今そういうことをお答えになったんですが、ちょっと私あのときから少しその対応に怒りを覚えている部分がありますので、この先日の質疑で私が間違ったことを言ってるかのような流れがございましたので、これを正すためにもちょっとはっきり申し上げたいことがありますので申し上げ、そして質疑をそのあといたします。

先日の質疑で私がどういうときに会長と契約をしてどういうときにそうでない人と契約されているのかと聞いたところ、そういうことはないと言われた答弁に対する訂正の弁が今ありました。



ら内容といたしましては測量だけということです。工種の呼び方として測量試験費というような呼び方をしますが、中身は測量……

（服部千秋議員「環境は測量の中に入  
っとなですか」の声あり）

いやいや、もちろんそれは測量、環境とい  
うだけで、それ測量することによって影響が  
ある部分を、そんなに多くはないでしょう  
が、その分を環境対策費として1割の割り増  
しをつけてたということです。特に、先ほど  
言いましたけども、住家に近い市街地でござ  
いますので、そのあたりはそういったものを  
考慮するということでございます。結果的に  
は、そういう対策をしなくて済んだというこ  
とで減額というものにつながったということ  
です。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時41分）

（再開 午後2時47分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時47分）

（再開 午後2時49分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 矢田部、立岡、糸井、それ  
ぞれまたカドミ対策が行われてきたわけだ  
けども、この工事でまさか後にもう一回こ  
ういうことは、カドミというたらまた一たん入

ったのはどないもならんのですよ、トリクロ  
ロエチレンも。地下へ入ったのがいつ出てく  
るかわからん。だから、東芝の今のグラウン  
ド用地を含めてあの周辺の地下水汚染、それ  
からこのカドミウムも長い間かかって水口付  
近で刻一刻なつたものがまた沈殿して動く。  
それが必ずしもこの排土客土ですべてが終  
わってるということが言えるかどうか、その  
追跡が要ると思うんです。追跡なしにもうこ  
れで安心できるということが言えるんです  
か。それだけ確認しときたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） この工事につ  
きましては、20年から実施をいたしております  
が、排土客土の後、1年後の収穫物あるいは  
土壌についての追跡は行っておりまして、  
その状況では現在のところ検出はされていな  
いという状況でございます。たまたま今年、  
昨年の工事区域ではございましたが、水口南  
側でございましたので、地権者の方が排土客  
土はしなくていいというようなことをおっし  
ゃつたものを今回調査したら出たということ  
で対応したものですので、来年についても追  
跡は行っていきますが、それ以降については  
来年までということで、現在のところは行っ  
たところでは出ていないという状況でござい  
ます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありません  
か。

服部千秋議員。

ああ、ごめんなさい。3回。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時52分）

（再開 午後2時52分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

〇議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

〇議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第24号 工事請負契約の締結について（斑鳩小学校屋内運動場改築工事）

〇議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第24号工事請負契約の締結について（斑鳩小学校屋内運動場改築工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

〇議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（首藤正弘） 議案第24号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、斑鳩小学校屋内運動場改築工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る3月3

日に17社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地、株式会社熊谷組神戸営業所所長河村優一と3億1,333万3,650円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

〇議長（佐野芳彦） 教育次長。

〇教育次長（西村隆志） それでは、ただいま上程されました斑鳩小学校屋内運動場改築工事につきまして詳細説明を申し上げます。

主な工事内容につきましてですが、既存の屋内運動場の解体撤去工事、そして屋内運動場アリーナ、競技場スペースですね、それプラス舞台、また器具庫、クラブハウス等の建築工事を予定しております。また、それに伴います給排水衛生設備工事、空調設備工事、電気設備工事、そして外構工事でございます。

実施の概要につきましては、建築基準法上の面積ですが、建築面積は1,159.99平米、建築延べ床面積につきましては1,284.20平米でございます。そして、鉄筋コンクリートづくりの地上2階建て、地上高12メートルでございます。そして、工期につきましては、平成24年3月26日までとして取り組む予定でございます。

平成22年度の工事といたしましては、既存の足場、防音シートの設置、また進入路、また仮囲い、仮設倉庫の設置等を考えております。

引き続きまして、23年度には既存建物解体撤去工事、そして建築主体工事等を行う予定になっております。

具体的に申しますと、平成23年4月から5月中旬ごろまでに既存の建物解体撤去工事を予定しております。そして、5月下旬から6月にかけては地盤改良工事、10月までには躯体工事、本体ですね、それを予定しております。そして24年1月までに内装、外装工事、またその後外構工事を行いまして、主体

工事につきましては3月上旬の完成引き渡し予定でございます。

施設の概要につきましてですけれども、小学校が体育の教育、授業等、また各行事で使用することはもちろんでございますし、また地域のスポーツ少年団や社会体育団体が利用することから、学校が授業で行うミニバスケットボールコートが2面、また地域開放で利用されております方々が利用されるスポーツとしてバドミントンのコートが3面、またバレーボールコートが2面確保できる広さの競技用スペースを設定しております。

また、学校の器具庫とスポーツ少年団、また社会体育団体用の器具庫を別々に配置をさせていただくことを予定しております。また、2階部分、一部2階になっておるんですけども、これにつきましては談話室、また観戦ができる場所、またトレーニングや会議を行えるスペースを確保しております。

また、学校施設はよく言われます緊急災害時の避難場所としての役割も行うわけでございますので、クラブハウス等の部分には多目的トイレを設置する方向で考えております。

以上が工事契約の主な内容でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 立面図を見ますと、何か小学校の屋内競技場ですか、に似合わんハイカラない建物かなと思うんですけども、この設計されたとか設計の会社とか、またその設計料とかの説明、今までありましたか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） この斑鳩小学校につきましては、21年度に基本設計を行いました。そして、22年度に実施設計という形で行ったわけでございます。坂本さんが実施されてございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 坂本さんというて個人が請けてるんですか。

そのときにでいいんですけども、その金額は幾らですか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 不十分な説明で申しわけございませんでした。契約させていたいただきましたのが坂本昭設計工房でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 金額は。

○教育次長（西村隆志） それと、実施設計の契約でございますけども、これにつきましては1,312万5,000円でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 1つは、参考資料でくじ引きで実際応札価格が2億9,841万3,000円でずらっと並んで、新井組が3億2,900万円、岩田地崎辞退がありますね。この辞退はどういう申し出で辞退、もう来なかなただけのことではないと思うんですが、制限付一般競争入札、その条件は何か、その説明と、それから辞退の状況と、それから2階の平面図と1階の平面図、こないな変形したものにせなんだらあかなんだんですか。ようわからん。この三角のどこ設けたりして余分な費用がかかるように設計しとるように思えてならんのやけどね。この斑鳩小学校屋内運動場改築工事1階平面図というのがありますやろう。これでようわかった人というたら偉い人やなあ。もうちょっとらしい図面でも出してもらわんだらわからへんでしょう。ほいで、下ですね、これ下は方位はどっちやったかいね。方位はどうも道路に沿うたら左が北ですか。上が北じゃないね。上が北か、これ。ちょっとええがい説明してくれるか。

要は、ほいでこういう格好のものにせなあかんというて設計したのをええとした根拠も

説明してくれますか。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 入札のことについてでございますが、岩田地崎建設株式会社神戸営業所につきましては辞退されておりますが、辞退届が当日出てまいりました。辞退の理由につきましては、この入札に限らず一切内容を問うことはございません。辞退は辞退でございます。

それから、条件につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、すぐに下へ行って取ってまいりたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 今回の体育館の状況でございます。もともと建屋がある場所につきまして、何回も言ったと思うんですけども、基準面積より相当低い、少ないという状況でございます。今回建設する中で1,200余りの建設面積を考えたわけでございます。それに伴います現状の場所がございます。この中で十分賄えるエリアもございませんので、そういうエリアを十分活用しながら今回の設計に入ったわけでございます。競技用面積、そして若干膨れてる場所につきましては地域の景観も含めてございますけれども、高さ等も考えながらあいてるスペースを充分利用しようという形でこの三角の部分が生じたところでございます。平面図の1の三角の下のほうが器具庫とか、クラブハウス等の便所等でございます。

それと、2枚目の2階平面図でございます。これにつきましては若干この資料にまとめるのに方向が合わないという形でずれてるんですけども、ちょっと回していただければいいのかなあとと思います。2階につきましてはギャラリーの部分、そしてトレーニングの部分、そして談話室、会議室を一部設けてるという形でございます。

先ほども言いましたように、限られた敷地の中で最大限利用するという形でこういう設計で組み上げたわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ぐるっと回したら合わせたらええというて、いやほんまに、これくるっと回して出っ張ったところを合わせたら合うというふうになるか。

（「道路の南北を斑鳩寺に」「こまいんや」「ある程度こますぎるがい」の声あり）

階段と階段をくつつけたってこないなるんかいな、これ。いや、そうだろう。階段が。

（「素人がこんな見たってわからへんわ」の声あり）

1階の上に2階が乗ったたらこないな格好になるということなんかいな。もうほんまわかりにくい、これ。もうようわかった人は偉い人じゃわ。もうちょっと大きなものできちっと説明して、こないなりますのやというてなかったら。

（「何ぼ説明したっても、いっしょや」の声あり）

これもや、あかんわ。天眼鏡持ってこなあかんような、私眼鏡かけとつてもわからへんのやから。ちょっと大きなものを出してください。全然わからへん。ほんまやで、これ。目が悪くなった者はやめえということかわからんけど、そうはいかんで。ちょっと今休憩してちゃんと大きなもんでしてください。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時09分）

（再開 午後3時11分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（香田大然） 入札参加資格の公告があるんですが、肝心かなめだけ申し上げます。

平成22年度太子町入札参加資格者名簿に登録された者、特定建設業の許可を受けている者、最新の経審の結果、建築工事一式の総合評定値（P）が1,300点以上の者、平成12年度以降に国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関が発注した学校施設の新築、増改築

工事（耐震補強工事は含まない）に係る請負金額が3億円以上の建築一式工事を元請として完成した実績を有すること。

以上が主な参加資格でございます。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩いたします。
30分まで。

（休憩 午後3時12分）

（再開 午後3時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この敷地のかげんなどという建物になるっていうことは、今休憩中の説明でわかりましたが、これによって割高になるようなことは一般的なシンプルにつくるというのは大事なことでございますけども、その点からいえば、割高というのはどういう形で計算してますか。基礎も違うでしょう、今までとは。その辺はどうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 設計の内容でございますけども、先ほど別室で説明させていただいたように、限られた要素がございます。その中での設計になっております。その中で、言いましたように、基礎の部分、また建屋の形状とかで若干苦慮した部分がございます。その中で十分加味されて設計したわけでございますけども、通常の基本的な屋根のある三角のという形になると若干増えてる部分があるかと思っておりますけども、限られた要素でございますので、こういう内容の施設整備という形になったわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 今上程されて完成予定が24年3月26日になっておりますが、その間子供たちの安全についての配慮が大変かと思いますが、それとそれから体育の時間を体育館使えない場合どのようにされるのか、それについて2点伺いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 安全面という形でございます。これはもう子供たちの安全を確保するのが当たり前のことでございますので、その中で囲い、また注意等、十分回りからの協力を得ながら対応をしてみたいし、そういう危険な箇所には立ち入らないという形の指導も徹底してみたいと考えております。

それと、体育館が1年余り使えないという状況がございます。この中で一番ネックになるのは体育館でできていた部分ができないという形と、雨天等で運動場が使えない場合は体育館を使用しておりました。その中で若干の子供たちには不便さを感じるわけでございます。これにつきましては、近隣、あいてる部分、または事前にとれる部分におきましては近隣の施設、中学校とかを利用してまいりたいという形でございます。それと、大きな運動会等につきましては、今の段階運動場のほうも若干狭くなりますので、町民グラウンドを今考えてるところでございます。それと、音楽会につきましては、あすかホール等の施設を利用しながら大きな行事に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、子供たちの安全に十分注意を払っていただいて事故のないように工事が終わるようにお願いしておきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今先ほど説明を受けて景観を含めていろんな高さ制限等ある中で設計内容、また西側からの威圧感を感じないように段階的にしていくというようなこと、いろいろと苦慮されてると思いますが、2階の健康ラウンジとか、いろいろと施設もつくられてるということですが、何かちょっとぜい

たくなつくりにはなっていないかなあとは思ったりもするんでね。設計が1,300万円、契約が3億1,300万円という形になってるんですが、何かこの辺で少しぜいたくなつくりになっているかなっていう感じと、近隣のこれぐらいの面積で大体これぐらいなんっていうようなことを考慮してこれはやられとんですか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 先ほど来言ってますように、限られたスペース、または景観という形を重点に置きながら経費をどうしても抑えたいというのが1点ございます。その中で今回こういう設計の建屋の形になったわけでございますけれども、先ほど別室のほうで説明させていただいたとおり、景観または手狭な部分等を十分加味しながらこの限られたスペースで教育環境の整備という形で取り組んだわけでございます。若干、先ほど言いましたように、割高な部分あるかと思えますけれども、これで対応せざるを得んという状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 先ほど説明を受けた中で私どうしても気になる点があるんです。といいますのは、採光というんでしょうか、自然の光を入れる部分、先ほど来一番高いところから光を入れるということで聞いたんですけども、1階、2階部分ではガラス面はあるんですか。それとも、これブラックボックスのような形なんですか。その辺がちょっと先ほど聞いとけばよかったんですけども、できましたら光のとり位置は壁辺にはあるのかないか、その辺だけ確認をしたいんですが。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 先ほどの説明の中で十分できなかって申しわけございません。西面につきましてはガラス面があり、その中で外から見えないと、外を見ないという形の

中での若干の囲いができます。それによって一直線、直面という形のガラスがないと。そのかわり、東面につきましてはほとんどガラスの壁がないという形。南につきましては、若干上のほうにあるという形をご理解いただきたいと思います。

以上です。

（「天井のことでね、屋上から陽が照るか」の声あり）

それと、光を入れるという形でございます。その中で南からの面から入れますと、直射日光という形で光のバランス、強いとき、またいろんな形の感じがとれますので、北から入れ光の安定を図るという形で北面からの斜光という形の取り組みをしたところでございます。

それと、それに伴います空気の調整という形で窓があく状況になっております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会し、3月9日から3月24日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで散会することとし、3月9日から3月24日まで委員会審査のため本会議を休会することに決定しました。
次の本会議は3月25日午前10時から再開し

ます。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。
（散会 午後4時07分）